令和３年度～令和７年度

神川町過疎地域持続的発展計画

（第２次変更）

2023 年 9 月

埼玉県児玉郡神川町

はじめに

１　趣旨

令和３年４月１日、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行され、平成１８年１月１日に町村合併した以前の旧神泉村の地域について同法第３条の規定により引き続き一部過疎としてみなされました。

令和３年３月３１日までを施行期限とする過疎地域自立促進特別措置法に基づく市町村計画を引き継ぎ、対象地域の持続的な発展を目指し、本計画を作成するものです。

また、本計画は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第８条第１項の規定により必要な事項を定めるものです。

２　対象地域

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第３条の規定により、過疎地域とみなされる神泉地区（旧神泉村の区域）を対象とします。

なお、合併後の新町の一体的な発展を図る必要があることから、計画策定にあたっては、第２次神川町総合計画、神川町公共施設等総合管理計画をはじめ全町的な観点からの施策立案についても配慮します。

目　　次

１　基本的な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
（１）神川町の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
（２）人口及び産業の推移と動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
（３）行財政の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９
（４）地域の持続的発展の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
（５）地域の持続的発展のための基本目標・・・・・・・・・・・・・・１７
（６）計画の達成状況の評価に関する事項・・・・・・・・・・・・・・２１
（７）計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１
（８）公共施設等総合管理計画等との整合・・・・・・・・・・・・・・２２
２　移住・定住・地域間交流の促進、人材育成・・・・・・・・・・・・２３
（１）現況と問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４
（２）その対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４
（３）事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５
（４）公共施設等総合管理計画等との整合・・・・・・・・・・・・・・２５
３　産業の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６
（１）現況と問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６
（２）その対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８
（３）事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０
（４）産業振興促進事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１
（５）公共施設等総合管理計画等との整合・・・・・・・・・・・・・・３１
４　地域における情報化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２
（１）現況と問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２
（２）その対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２
（３）事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３
（４）公共施設等総合管理計画等との整合・・・・・・・・・・・・・・３３
５　交通施設の整備、交通手段の確保・・・・・・・・・・・・・・・・３３
（１）現況と問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３
（２）その対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４
（３）事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６
（４）公共施設等総合管理計画等との整合・・・・・・・・・・・・・・３７
６　生活環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３８
（１）現況と問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３８
（２）その対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３９
（３）事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４０
（４）公共施設等総合管理計画等との整合・・・・・・・・・・・・・・４１
７　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進・・・・４２
（１）現況と問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４２
（２）その対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４３
（３）事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４４
（４）公共施設等総合管理計画等との整合・・・・・・・・・・・・・・４４

８　医療の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４５
（１）現況と問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４５
（２）その対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４５
（３）事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４５
（４）公共施設等総合管理計画等との整合・・・・・・・・・・・・・・４６
９　教育の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４６
（１）現況と問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４６
（２）その対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４６
（３）事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４７
（４）公共施設等総合管理計画等との整合・・・・・・・・・・・・・・４７
１０　集落の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４７
（１）現況と問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４７
（２）その対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４７
（３）事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４８
（４）公共施設等総合管理計画等との整合・・・・・・・・・・・・・・４８
１１　地域文化の振興等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４８
（１）現況と問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４８
（２）その対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４９
（３）事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４９
（４）公共施設等総合管理計画等との整合・・・・・・・・・・・・・・４９
１２　再生可能エネルギーの利用の推進・・・・・・・・・・・・・・・・４９
（１）現況と問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４９
（２）その対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５０
（３）事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５０
（４）公共施設等総合管理計画等との整合・・・・・・・・・・・・・・５０
１３　その他地域の持続的発展に関し必要な事項・・・・・・・・・・・・５１
（１）現況と問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５１
（２）その対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５１
（３）事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５１
（４）公共施設等総合管理計画等との整合・・・・・・・・・・・・・・５１

事業計画（令和３年度～令和７年度）過疎地域持続的発展特別事業分・・５２

神川町過疎地域持続的発展計画

１　基本的な事項

（１）神川町の概況

ア　概要

【 神川町全域 】

神川町は埼玉県の北西部に位置し、北部は上里町、東部は本庄市、南部は秩父市や秩父郡皆野町、西部は神流川を境に群馬県藤岡市に接しており、都心までは８５㎞の圏内にあります。

本町の総面積は４７．４０ｋ㎡で、うち過疎地域とみなされる神泉地区は２４．２５ｋ㎡であり町域全体の約５割を占めています。地勢は、地域の南部が秩父山地に連なる山間部であり、そこから北東部に向かって次第に平坦となり、さらに神流川に沿うように関東平野につながっています。

児玉郡神川町と神泉村は、平成１８年１月１日に合併し神川町となり新たなまちづくりを推進しています。神川町の沿革は、昭和２８年９月に公布された町村合併推進法の方針に沿い、昭和２９年５月に児玉郡青柳村と賀美郡丹荘村が合併し神川村が誕生しました。昭和３２年には児玉郡渡瀬村を編入合併し、昭和６２年に町制を施行しました。一方、神泉村は昭和２９年９月に児玉郡阿久原村と秩父郡矢納村が合併し誕生しました。

本町には数多くの古墳や武士団の遺構があり、近代においては養蚕業の偉人を輩出するなど、古くから豊かな文化を育くんできました。特に研究者の間でも広く知られている青柳古墳群は貴重な歴史的文化財です。また、阿久原の牧として平安期からの牧名の記録や日本武尊に関係した名称、由来があるなど昔から今に伝わる多くの遺産は、本町が歴史的に重要な地であったことを表しています。

交通網の状況で幹線交通としては、国道２５４号、同４６２号及びＪＲ八高線が走るなど地域内の幹線交通網を形成しています。また、上越新幹線や関越自動車道が近接していることから、広域的な交通網としての利便性が高まっています。地域内交通としては、前述の国道のほか主要地方道等が地域内の交通流動を支えています。特にＪＲ八高線丹荘駅は通勤・通学の足となっています。

公共交通機関では、民間路線バス１路線と町営バス２路線が運行され、ＪＲ高崎線・八高線と接続しています。

土地利用については総面積の約４４％が山林、約２２％が農地、約１０％が宅地となっています。神流川の東地域では肥よくな土地を利用した農業が盛んで、近年では２カ所の工業団地が造成され雇用の創出に繋がっています。一方、町の南側に位置する山間地域では高齢化・過疎化が進み農林業の衰退が顕著となっています。

観光については、入り込み観光客約５３万人（令和２年）、うち宿泊観光客は約６千人であり、日帰り観光客が大部分を占めています。日帰り観光客の多くは、日帰り温泉や寺社参詣、産業観光客、スポーツ客などです。

【 神泉地区 】

過疎地域である神泉地区は町の南西部に位置し、全域が県立上武自然公園に指定されています。

総面積は２４．２５ｋ㎡で、人口は１，０３２人（平成２７年１０月１日住民基本台帳人口）です。

地域を大別すると、比較的平坦地で農地も多く総合支所や小学校などの公共施設が立地している阿久原地区と、林野率８９％と全区域が傾斜地で平坦な農地は少なく、神流川支流の鳥羽川の谷あいに沿って集落を形成している矢納地区で構成されています。

交通体系については、主要地方道前橋・長瀞線と県道矢納・浄法寺線が幹線道路となり、これに町道や林道が分岐し、町営バスが隣市の藤岡市鬼石まで運行しています。このうち、埼玉県により県道矢納・浄法寺線の矢納地区への改良が進められています。さらに、町が地方創生道整備交付金事業として町道及び林道の一体整備を進めており、これらが完成すると地域内の道路体系は飛躍的に向上します。

しかしながら、圏域の中心都市である本庄市までは３０分、さいたま市までは２時間を要し、東京圏への交通においては利便性に欠けている状況です。しかし、平成１６年に上越新幹線本庄早稲田駅が開業し、民間バスによる本庄駅・神泉地区間の運行が維持されていることから利便性は保たれており、産業や交通等のさらなる発展が期待されます。

生活環境面では、阿久原地区、矢納地区とも道路整備は比較的進められているものの、医療や買い物など、町内需要の多くが近隣の市町へ流出している状況です。

土地利用については総面積の約７６％が山林、約５％が農地、宅地は僅か１．３％となっています。農業については、畑・樹園地ともに減少傾向にあり、神泉地区内の経営耕地総面積は１９ｈａ、農家数は５５戸、林業の保有山林は０．１haから５haの小規模経営が中心であり、農林業経営ともに後継者不足からくる高齢化が進み極めて零細です。

観光については、入り込み観光客約８万人（令和２年・神泉地区）。うち花見客及び紅葉狩客、スポーツ客など日帰り観光客が大部分を占めています。一方、キャンプ場や町営宿泊施設「冬桜の宿神泉」（令和4年度から一時休館）を利用した宿泊客は約６千人となっています。

イ　過疎の状況（表１－１（１－１）参照）

高度経済成長に伴い、農村から都市へ人口の集積が高まり、神泉地区においても昭和３５年以降は大幅な人口の流失が続き、昭和３５年から平成２７年までの５５年間に９０３人減少し、率にして４６．６％の減となっています。

人口減少率は、昭和５０年から平成２年（１５年間）の２４．６％に対し、平成２年から平成１７年（１５年間）には９．６％となり一時的に鈍化しましたが、平成１７年から平成２７年（１０年間）において１７．０％と人口減少が進行しています。平成２年から平成１７年（１５年間）における一時的な人口減少の鈍化の要因としては、宅地の造成・分譲及び町営住宅の建設による住宅施策の効果が挙げられますが、さらなる住宅建設などを実施しなかったことなどから過疎化がさらに進行しています。

また、平成１７年と平成２７年の年齢別構成を比較してみると、若年者比率は１３．５％から１１．８％と１．７ポイントの減少となり、１０年前に比べ大きく減少しています。このような背景から平成２５年３月には神泉地区にあった旧神泉中学校は閉校となっています。（施設は平成３０年より複合施設として再利用）

若年者が減少する一方、高齢者比率は３１．１％から４２．４％と１１．３ポイントも急増しており高齢化が顕著となっています。

このような人口の減少と年齢別構成の変化の主な要因は、第一次産業の不安定性や不透明性の増大と若者の就業場所の不足など地域産業の低迷による所得水準の格差の拡大、生活志向の多様化に対応し得ない生活環境基盤整備の遅れや、交通・医療・福祉・教育施設等の不足による生産・生活機能の停滞が考えられます。

産業の振興については、農林業従事者の高齢化や後継者不足により農林業の存続危機が極めて重要な課題となっており、その支援として、農産物の集出荷貯蔵施設の建設や畑かん事業による農業灌漑用水の確保などを通じて個々の産業のみでなく地域のさまざまな資源を活用して農産物づくりの環境整備・施設整備を行いました。また、地区の木材を使用して建設した「冬桜の宿神泉」「神川中学校体育館」「神泉総合支所」による木材の普及啓発や森林組合の合併（平成１３年１０月に美里森林組合、児玉町森林組合及び神泉森林組合が合併、さらに平成３０年１０月より埼玉県中央部森林組合と合併）による経営規模の拡大と人材の確保など農林業の振興を図りました。また、水源かん養や自然環境の保全を目的とした森林ボランティアによる間伐や下草刈りなどを受け入れ、中山間地域への移住意識の高まりも期待しています。

商工業は、農村地域工業導入地区に誘致した食品会社により就業場所と特産品が増加し、ふるさと納税返礼品としての活用も進んでいます。

観光・レクリエーションは、滞在・回遊できる観光基盤の整備を目指し、「冬桜の宿神泉」の建設や城峯公園の施設充実を図るとともに、水辺資源の活用を目指し、下久保ダム周辺の環境整備や神流川右岸の水辺整備などを進めてきました。

交通通信体系については、基幹的な町道のほか、集落間の道路や農林道の改良整備を進め、交通の利便性を高めるために昭和５８年から町営バスを運行するとともに、歩行者の安全対策として木製のガードレールや歩道の設置に努めてきました。

生活環境については、定住及び過疎化対策として桜城団地の宅地分譲に伴い水道水の安定供給に努めるため、阿久原地区の計画地域と水量の拡張や第２浄水場の新設、下水処理については、水源地域の認識から水質保全を高めるために合併処理浄化槽の設置の促進に努めてきました。また、町営中居住宅を建設し若年者の定住と人口の増加を図ってきました。

防災については、土砂災害警戒区域における避難訓練の実施や防災行政無線の改修、防災備蓄倉庫の整備及び備蓄品の購入など、防災体制の強化を図ってきました。また、地域防災力の強化のため、消防ポンプ車両の購入や消防車庫の建設、総務省消防庁より無償貸与された救助資器材搭載型消防車両を配備してきたが、本地区では若年者不足により消防団員の確保が困難な状況となっていることから、自主防災組織の活躍にも期待が高ま

っています。
高齢者福祉については、高齢者の方々の総合的相談窓口となる神川町地域包括支援センターを中心に、介護予防事業の実施や認知症サポーターの養成を進め、高齢者の方が住み慣れた地域で自立した生活ができるように支援しているほか、町福祉部門と連携を図り様々な福祉の充実に努めています。
教育については、地域の特性や先進的な教育に対応できる教育環境づくりのために小・中学校のコンピュータの導入や留学生との交流事業、海外研修を推進してきました。これまで実施した過疎対策事業により、教育・生活環境は一段と整備され、就業の機会も増加したことにより、一時的に人口の流失は鈍化傾向でありましたが、景気の停滞によりその後も更なる人口減少となっています。若年層の減少に伴う少子化は、依然進行しており、平成２５年３月には神泉中学校が閉校となりました。
閉校後の施設は平成３０年より多目的交流施設としてスタートし、放課後児童の居場所の提供や、高齢者に定期的な運動機会を提供する複合施設として運用が開始されました。また、令和５年４月には多目的交流施設敷地内で新たに神泉総合支所が業務を開始し、地域のにぎわいを創出する新たな拠点として今後もますます期待されています。
このような中、これまで実施してきた過疎対策事業の成果を活用するとともに、持続的発展に向けた諸事業を継続的に実施し、生活基盤である道路、水道、医療、住民福祉の向上や就業・就学機会の充実、資源の有効利用及び農林業や地場産業の振興を図り、民間活力の積極的な導入により、本地区の特性を十分生かした元気が溢れ持続可能な地域の発展に向けて住民の総力を結集した地域づくりに努める必要があります。

ウ　社会経済的発展の方向の概要
神泉地区は古くから農林業（第一次産業）を基幹に鉱業や製造業が行われてきましたが、第一次産業の低迷に加え、商工業の集積が少なく安定した就業場所が乏しいことが人口流失の原因になっています。
このため、個々の産業のみでなく地域のさまざまな資源を活用して高付加価値農産物づくりやブランド化の確立と農林業生産力の向上を図るとともに、神流川や神流湖周辺の豊かな自然環境を生かしたレクリエーション施設を活用し、地域イメージを高め、地域産業の新しい展開を求めていくことが必要です。
また、本庄市を中心とした児玉郡市は、平成２２年には「本庄地域定住自立圏共生ビジョン」を策定し、本庄市を中心都市とした１市３町の協定により「生活機能の強化」「結びつきやネットワークの強化」「圏域マネジメントの強化」の３つの視点で連携し、圏域全体の発展と住民福祉の向上を推進しています。
また「埼玉県５か年計画」では、主要道路の沿線を中心に企業立地や産業振興を図るとともに、新しい働き方の普及を見据えて、豊かな自然と調和した住環境など地域の魅力を県内外に発信していくことが重要な地域として位置付けられ、魅力ある圏域を形成する地域として期待が寄せられています。

（２）人口及び産業の推移と動向

【 神川町全域 】

神川町全域の人口の推移を合併前の旧町村（神川町、神泉村）を合算した数値（表１－１（２－２）参照）でみると平成２７年の国勢調査（合算値）で１３，７３０人であり、昭和３５年の１２，３９７人と比較して１，３３３人増加し増加率は１０．８％となっています。昭和３５年から昭和５０年にかけては減少傾向にありましたが、昭和５０年以降は増加傾向に転じており、特に昭和５７年より分譲開始となった児玉工業団地関係の転入者が大きな割合を占めています。しかし、最近の１０年間をみると平成１７年の１５，０６２人に比べ平成２７年は１，３３２人、８．８％の減少と町全体に人口減少の傾向があります。

年齢階層別に見ると、年少人口（０歳～１４歳）は、昭和３５年の４，１７８人から平成２７年には、１，５７５人となり２，６０３人、６２．３％減少しています。また、若年者比率も２２．１％から１４．３％と７．８ポイント減少しています。一方、中間人口（１５歳～６４歳）は、昭和３５年の７，２７２人から平成２７年には、８，２５３人となり９８１人、１．１％増加している。高齢者人口（６５歳以上）も昭和３５年の９４７人から平成２７年には、３，８０８人となり２，８６１人、４０２．１％増、４倍以上と大幅に増加しました。更に、高齢者比率も７．６％から２７．７％と大きく延びるなど高齢化社会へと進んでいます。

【 神泉地区 】

神泉地区の人口（表１－１（１－１）参照）は、昭和３５年から昭和５０年にかけて５．７％が減少しています。これは、ダム建設に伴う関係住民と一時的に転入してきた労働者の転出によるものです。昭和５０年から平成２年にかけては２４．６％の減少と人口の流失傾向は続いていました。平成２年から平成１７年にかけては９．６％の減少となり、人口減少が鈍化しましたが、これには桜城団地の宅地分譲や町営中居住宅の建設による一時的な人口流入が影響しており、過疎対策事業が一定の効果を生み出したものと判断できます。しかし、さらなる住宅建設などの事業を実施しなかったことなどから過疎化がさらに進行し、平成１７年から平成２７年にかけては１７．０％と大幅に減少が加速しています。

年齢階層別の推移は、０～１４歳までの年少人口が、昭和３５年の６４６人から年々減少し平成２７年においては５２人と少子化が極めて顕著です。このような背景から平成２５年３月には神泉地区にあった旧神泉中学校は閉校となっています。（施設は平成３０年より複合施設として再利用）

６５歳以上の高齢者人口については、昭和３５年の１８２人から平成２７年には４３８人と２５６人増の２倍以上となり、全人口に占める割合も９．４％から４２．４％と大幅に増加しています。

また、１５～６４歳の中間人口は、昭和３５年の１，１０７人から昭和５０年には下久保ダム工事関係者の転出等により９２５人と大きく減少しました。その後県営住宅１８戸の建設による住宅施策を講じたものの、平成２年までに６．３％の減少、さらに平成１７年には１６．１％の減少となりました。この間、桜城団地の分譲や町営中居住宅の建設により人口増加要素はあったものの、加速する減少を止めるには至りませんでした。さらに、平成２７年までの１０年間に２５．４％の減少を示しています。

このような人口の減少と年齢別構成の変化の主な要因は、就業場所の不足による就業の選択肢が少ないことと、都市の利便性へのあこがれが大きいものと考えられ、この大きな流れは今後も続くものと思われます。

しかしながら、一方では近年の働き方改革の推進やリモートワークの普及に伴い、多様な住宅需要が生まれつつあると考えられます。

産業は農林業が主であったが、昭和４０年代前半から農林業の低迷による若年労働者の他産業への就職により、第一次産業は年々減少傾向にあり、平成２７年国勢調査によると産業別就業者数は第一次産業５１人、第二次産業１３７人、第三次産業２７６人と第三次産業の割合が増えています。（表１－１(３－１)参照）

第一次産業については、外国産に押され、国産の農産物の需要が低迷しています。今後は、個々の産業のみでなく地域の様々な資源を活かした付加価値の高い農産物づくりやブランド化の確立と農林業生産力の向上など企業と連携して遊休農地を利用した魅力ある環境づくりを図る必要があります。

なお、これまで木材需要においては長らく低迷していますが、近年の世界的な住宅需要の高まりを受け、市場は活気を取り戻しつつあります。

また、第二次、第三次産業は、自然環境を活用し、地域産業の新しい展開を求めていくとともに、地域イメージに合った企業を誘致し就業場所を確保することが必要です。

表１-１（1-1）人口の推移（国勢調査）過疎地域分

区　分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総　数	1,935人	1,454人	△ 24.9 %	1,375人	△ 5.4 %	1,243人	△ 9.6 %	990人	△ 20.4 %
0歳～14歳	646人	331人	△ 48.8 %	254人	△ 23.3 %	129人	△ 49.2 %	57人	△ 55.8 %
15歳～64歳	1,107人	925人	△ 16.4 %	867人	△ 6.3 %	727人	△ 16.1 %	499人	△ 31.4 %
うち15歳～29歳（a）	386人	312人	△ 19.2 %	223人	△ 28.5 %	168人	△ 24.7 %	122人	△ 27.4 %
65歳以上（b）	182人	198人	8.8 %	254人	28.3 %	387人	52.4 %	431人	11.4 %
（a）/総数 若年者比率	19.9%	21.5%	-	16.2%	-	13.5%	-	12.3%	-
（b）/総数 高齢者比率	9.4%	13.6%	-	18.5%	-	31.1%	-	43.5%	-

表１-１（1-2）人口の推移（国勢調査）神川町全体

区　分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総　数	12,397人	11,565人	△ 6.7 %	13,564人	17.3 %	15,062人	11.0 %	13,730人	△ 8.8 %
0歳～14歳	4,178人	2,726人	△ 34.8 %	2,635人	△ 3.3 %	2,252人	△ 14.5 %	1,575人	△ 30.1 %
15歳～64歳	7,272人	7,677人	5.6 %	9,023人	17.5 %	9,777人	8.4 %	8,253人	△ 15.6 %
うち15歳～29歳（a）	2,743人	2,767人	0.9 %	2,706人	△ 2.2 %	2,557人	△ 5.5 %	1,964人	△ 23.2 %
65歳以上（b）	947人	1,162人	22.7 %	1,906人	64.0 %	3,033人	59.1 %	3,808人	25.6 %
（a）/総数 若年者比率	22.1%	23.9%	-	19.9%	-	17.0%	-	14.3%	-
（b）/総数 高齢者比率	7.6%	10.0%	-	14.1%	-	20.1%	-	27.7%	-

表1-1（2-1）人口の見通し　過疎地域分

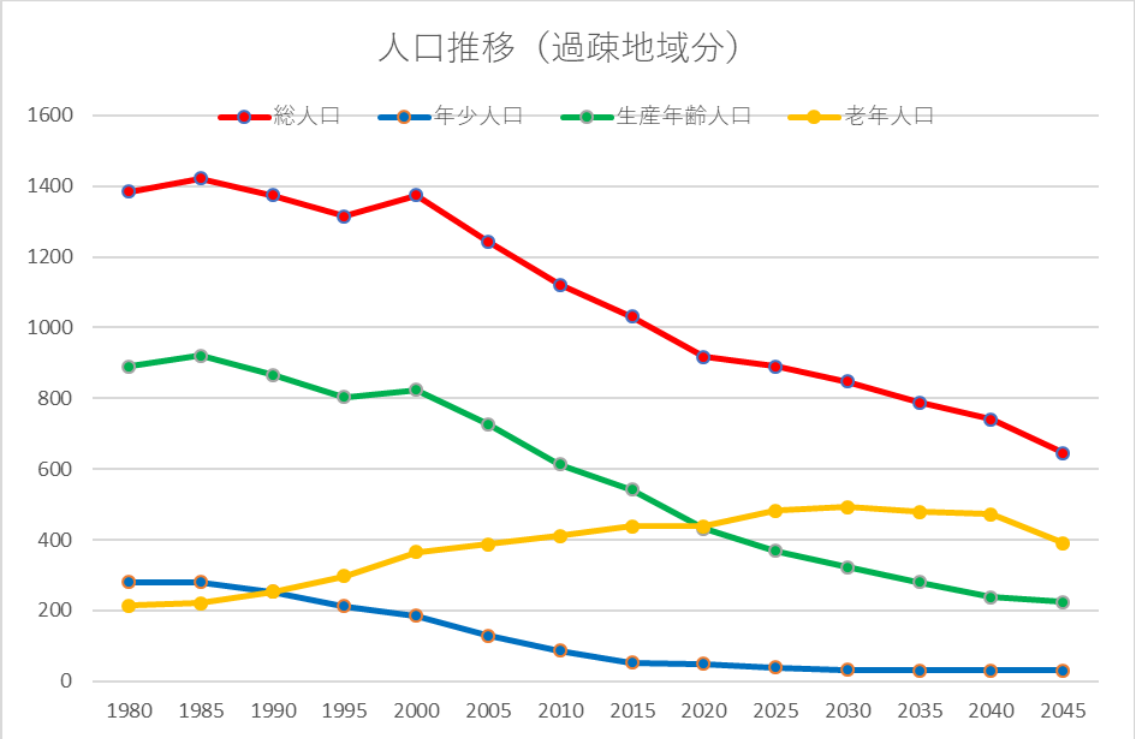

神泉地区では2020年時点において老年人口が生産年齢人口を上回っています。これは次頁（表１－１（２－２））の神川町全体の推計に比べ、およそ20年早く少子高齢化が進行していることを示しています。

表1-1（2-2）人口の見通し　神川町全体

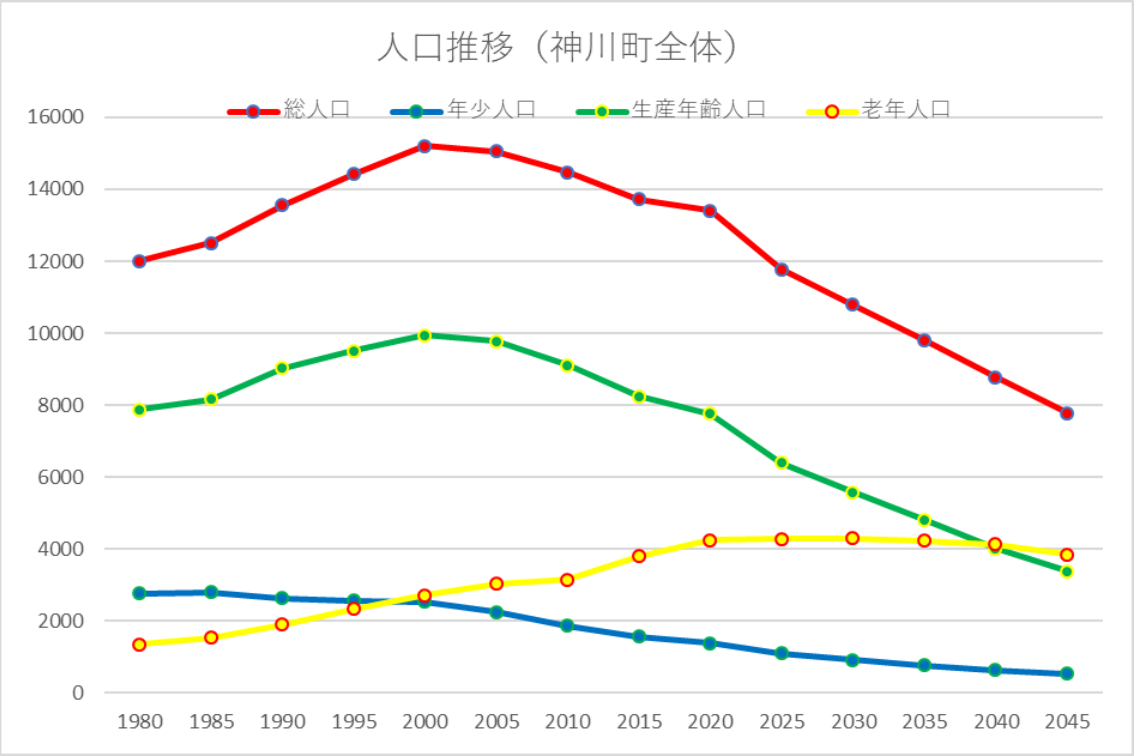

表１-１（3-1）産業の推移（国勢調査）過疎地域分

区　分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総　数	997人	689人	△ 30.9 %	680人	△ 1.3 %	606人	△ 10.9 %	464人	△ 23.4 %
第１次産業就業人口比率	745人	239人	△ 67.9 %	110人	△ 54.0 %	106人	△ 3.6 %	51人	△ 51.9 %
第２次産業就業人口比率	132人	191人	44.7 %	235人	23.0 %	204人	△ 13.2 %	135人	△ 33.8 %
第３次産業就業人口比率	120人	258人	115.0 %	335人	29.8 %	296人	△ 11.6 %	270人	△ 8.8 %

表１-１（3-2）産業の推移（国勢調査）神川町全体

区　分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総　数	6,322人	6,013人	△ 4.9 %	6,967人	15.9 %	7,696人	10.5 %	7,020人	△ 8.8 %
第１次産業就業人口比率	4,400人	2,363人	△ 46.3 %	1,442人	△ 39.0 %	1,000人	△ 30.7 %	606人	△ 39.4 %
第２次産業就業人口比率	1,081人	1,846人	70.8 %	2,884人	56.2 %	3,055人	5.9 %	2,608人	△ 14.6 %
第３次産業就業人口比率	847人	1,786人	110.9 %	2,640人	47.8 %	3,625人	37.3 %	3,806人	5.0 %

（３）　行財政の状況【神川町全域】

ア　行政の状況

神川町は環境を保全し、自然とともに生きるやすらぎと安全・安心の生活、そして町民一人ひとりが自らまちをつくるという自立意識を持ち、様々な交流によって知恵を生み出し、町民と行政が協働して取り組むまちづくりを基本理念として掲げています。

安全・安心：町民が安全で安心して暮らせるまち
自立・交流：自立と交流によって豊かに暮らせるまち
参画・協働：町民自らが行動し、町民と行政が共に歩むまち

まちづくりに取り組む上での大前提は“安全と安心”です。神川町で暮らす私たちが社会にゆるがぬ信頼を持ち、将来にわたって永くこの地域で暮らすことができるよう、人々が、共に支え合い補完しながら共生する考え方のもと、「町民が安全で安心して暮らせるまち」を創ります。

さらに、社会経済が大きく変化する中で、まちに誇りを持ち、自らの責任でまちづくりに取り組む、「自立」の姿勢を欠かすことができません。自立の気持ちを持って地域社会を維持できる社会経済の基盤を確立し、豊かに暮らせるまちを創ります。さらに、人が集まりやすい恵まれた環境を生かして、多くの人が集い、新たな価値を創造する「交流」を大切にします。また、生涯学習を推進することにより、町民相互の交流を深め、支え合える地域社会を創ります。

町民自らが行動する「参画」による地域の実情にあったきめ細かい取組が必要です。「参画」のまちを創るには、行政は町民の活動をサポートする役割を担い、町民と行政が手を携えることが必要です。町民と行政が各々の役割を明確にしながら、共にまちづくりに取り組む「協働」のまちを目指します。

イ　財政の状況

財政規模は、令和元年度普通会計で歳入が約６０億円、歳出が約５７億円となっており、平成２７年度と比較して減少しています。

また、令和２年度には普通交付税の合併算定替えの措置も終了しており、今後も厳しい財政状況が続くと予想されます。

経常収支比率は、令和元年度は９０．０％で財政の弾力性が失われつつあり、実質公債費負担比率も上昇傾向になっています。

財政力指数については、基準財政収入額に比して基準財政需要額が増加しているため、平成２２年度の０．６１から令和元年度は０．５１に下降しています。

このような厳しい財政状況の中で、住民福祉の向上と地域の活性化をさらに進めるために、自主財源の確保と人件費等の義務的経費を抑制し、経費の節減に努め、また事業の導入に際しては補助金、起債、特に過疎債等を有効に活用して、効果的で効率的な財政運営に努めることが必要です。

ウ　公共施設の状況

神川町の主な公共施設の整備状況をみると、学校施設、水道施設はほぼ充足しているものの、町道については改良率、舗装率とも低位であり、未整備路線も多いため、今後も集落間道路を中心に重点的な整備を実施する必要があります。農道と林道は埼玉県平均を上回る整備状況ですが、農林業の近代化と経営の安定化、生産力の向上を図るためにも、公共施設等総合管理計画等に基づき継続的な整備を進める必要があります。

また、生活基盤であるゴミ処理施設、生活排水処理施設等は、広域圏事業で対応することにより効率化を図っています。

このように総合的な視点から地域の自立を促進する中、神泉地区では持続的な発展を目指し、地域の活性化・交流の拠点となる施設を集約するため、廃校となった旧神泉中学校（現：多目的交流施設）敷地に老朽化した神泉総合支所及びステラ神泉内にある公民館機能を移転しました。

表1-2(1)　市町村財政の状況　神川町全体　（単位：千円、％）

区分	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額Ａ	6,125,895	6,698,438	5,966,856
一般財源	3,715,988	4,019,722	4,108,773
国庫支出金	633,962	473,965	456,099
都道府県支出金	326,567	656,764	306,759
地方債	344,800	632,800	366,700
うち過疎債	0	38,700	41,300
その他	1,104,578	915,187	728,525
歳出総額Ｂ	5,323,194	6,138,068	5,676,599
義務的経費	2,483,172	2,072,322	2,510,569
投資的経費	425,334	691,319	789,276
うち普通建設事業	425,334	691,319	768,449
その他	2,414,688	3,374,427	2,376,754
過疎対策事業費	0	38,791	80,383
歳入歳出差引額C(A-B)	802,701	560,370	290,257
翌年度へ繰越すべき財源D	225,581	58,958	27,805
実質収支Ｃ－Ｄ	577,120	501,412	262,452
財政力指数	0.61	0.53	0.51
公債費負担比率	13.5	7.7	17.7
実質公債費比率	10.6	4.7	6.6
起債制限比率	-	-	-
経常収支比率	78.2	78.1	90.0
将来負担比率	65.3	5.5	-
地方債現在高	3,850,825	4,895,989	6,058,359

表1-2(2-1)　主要公共施設等の整備状況　過疎地域分

区　分	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和元年度末
市　町　村　道					
改　良　率　（%）	9.7	16.6	19.8	23.2	24.7
舗　装　率　（%）	7.9	24.8	27.9	32.5	34.8
農　　道					
延　長　（m）	-	-	-	-	-
耕地１ha当たり農道延長（m）	33.8	36.7	56.2	-	-
林　　道					
延　長　（m）	13,906	14,168	13,120	13,973	13,630
林野１ha当たり林道延長（m）	21.8	36.4	14.0	7.7	7.5
水　道　普　及　率　（%）	98.7	99.7	99.5	97.9	99.5
水　洗　化　率　（%）	15.8	37.0	76.1	48.9	58.4
人口千人当たり病院、診療所の病床数（床）	0	0	0	0	0

表1-2(2-2)　主要公共施設等の整備状況　神川町全体

区　分	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和元年度末
市　町　村　道					
改　良　率　（%）	15.1	35.3	49.8	52.3	56.4
舗　装　率　（%）	13.2	30.9	39.9	44.8	49.1
農　　道					
延　長　（m）	-	-	-	-	-
耕地１ha当たり農道延長（m）	3.3	4.2	13.6	-	-
林　　道					
延　長　（m）	-	-	-	13,973	13,630
林野１ha当たり林道延長（m）	18.5	27.9	10.9	6.7	6.6
水　道　普　及　率　（%）	91.2	92.4	98.9	99.0	99.6
水　洗　化　率　（%）	15.6	53.9	44.5	82.9	93.4
人口千人当たり病院、診療所の病床数（床）	1.2	1.1	0	0	0

（４）地域の持続的発展の基本方針

ア　まちづくりの成果と課題

旧神泉村は平成１３年に第２次神泉村総合振興計画を策定し、「定住と交流」、「活力」さらには「豊かな暮らし」を村づくりの基本的な考え方とし、質の高い生活環境の整備や社会福祉の充実、個性を活かした教育内容の充実、地域産業の振興に努めてきました。

また、過疎対策事業は、計画された主要施策のうち、若干の積み残しを見たものの産業、道路、生活環境整備については、ほぼ計画どおりに実施されてきたことから公共施設の整備や生活基盤における環境は改善されてきました。特に観光事業については、「冬桜」で全国的に知られている城峯公園の整備事業や宿泊施設「冬桜の宿神泉（令和４年度から一時休館）」の建設を計画通りに事業実施できたことで、継続的に築いてきた地域資源を更に上積みすることができました。

しかしながら、第一次産業の不安定性や不透明性、就業場所の不足、高速交通から遠いことなどにより若年者人口の減少は引き続いて進行しています。また、住民生活においては、医療機関がない不安の緩和や生活形態などの多様化に対応した豊かさや安心感の醸成、高齢者の生きがい創出などが求められています。

こうしたことから、今後は持続的発展に向けて地域活性化を推進するために、今までに行ってきた地域づくりの成果を引き継ぐとともに、本地区に広がる豊かで美しい自然環境に配慮しながら、第一次産業である農林業や商工業の振興に努めるほか、生活基盤や教育環境の整備、高度情報化、広域的な生活圏に対応した基盤づくり・地域の文化・伝統など、人と自然が調和した地域づくりを進めます。

イ　町の将来像

第２次神川町総合計画では目指す将来像を次のとおり定めました。

人を育てて　まちが育つ　未来につなぐ　住みよい　神川
～　歴史・自然を後世に　～

ウ　将来像実現のための基本施策

町の基本施策１　安心できる子育てと生涯の学習を生かすまちづくり

人口減少、少子高齢化社会においては、町民一人ひとりが自らの力を発揮することが、地域活力を維持し、高めることにつながります。

町民全てが思いやりの心と健やかな身体を持ち、それぞれの個性を十分に発揮できるように、世代を超えた教育を推進するとともに、学校、家庭、地域がそれぞれの主体性を保ちながら連携を強めることが重要です。

子どもたちを取り巻く環境は、急速に進行する少子化や、家庭や地域の子育て力の低下等から、大きく変化しています。

子どもは町の将来を担う宝との認識のもと、子育て支援への高い町民ニーズに応え、地域の様々な活動主体と連携し、子育て家庭の支援に努め、誰もが安心して子どもを産み育てることができるよう、切れ目のない支援を目指します。

生涯を通した学習では、町民生活の充実や職業能力の向上等を通して、地域の活性化のために大きな役割を果たします。そのための学びの環境を充実させます。また、健康への関心からスポーツや各種体操教室へのニーズがますます高まっています。子どもから高齢者まで、誰もがスポーツ・レクリエーションに参加できる環境を一層充実させます。

【さらに神泉地区では】

これからの地域づくりを担う子どもたちが、国際感覚を養うとともに、地域社会を深く理解できるよう、地域と学校の連携強化や地区の個性を活かした教育内容の充実を図ります。

町の基本施策２　安全で快適に暮らせるまちづくり

生活の場としての圏域を踏まえ、地域の特性を生かした土地利用や人々が集いにぎわう場づくり、多様な交流の基礎となる道路交通基盤の整備と公共交通の充実を図ります。にぎわいと活力のあるまちづくりには、職と住のバランスが大切だからです。

豊かな自然と良好な環境は、暮らしの安心と充実を支える基盤となります。本町には自然と共生する文化や風土があり、西部を流れる神流川は、環境保全の象徴でもあります。緑化運動、河川の浄化運動等を通して自然と環境を楽しむことや、自然との共生や資源の循環を重視するライフスタイルを普及させることは、環境共生型のまちづくりにつながります。また、地震、洪水等自然災害への備えを強め、減災体制の強化にも努めます。

【さらに神泉地区では】

地域の活性化・交流の拠点となる施設として神泉総合支所を含む多目的交流施設などの施設活用に加え、道路・交通体系の整備や水道施設、防災施設の整備、自然環境の保全、生活排水対策などの生活環境整備を推進します。さらに、地域の資源を有効活用した特徴ある公園や景観の形成、環境保全事業を実施することにより、より美しく、より魅力的な地域づくりを進めます。

町の基本施策３　健康で安心に満ちたまちづくり

町民が健康でいきいきと暮らせるよう、保健医療体制を活用し、町民の主体的な健康づくりを支援します。

地域福祉については、地域福祉計画に基づき、町民一人ひとりの多様なニーズに対応する基盤づくりを推進します。また、福祉サービスと合わせ、町民相互の交流を活発化して、地域コミュニティを中心に助け合い、支え合いのまちづくりと、全世代型・全対象型地域包括ケアシステムを推進します。

【さらに神泉地区では】

地域の活性化・交流の拠点となる施設として神泉総合支所を含む多目的交流施設などを活用し、高齢者や障がい者、児童などの健康増進事業及び福祉対策を推進し、誰もが安心して暮らせる地域をつくります。特に育児不安の解消など地域で支援できる体制づくりを進めます。

町の基本施策４　活力に満ち元気に働けるまちづくり

農林業は本町の主要な産業であるとともに、環境に対する取り組みが求められている今日、食を支え、命を育む産業として、一層重要性を高めています。

工業では、町内立地企業への支援と積極的な企業誘致に努めます。また、経済のグローバル化に迅速に対応するため、企業の技術や知識を生かした特長ある発展を目指します。

また、商業機能の充実を図り、町民の利便性の向上や、にぎわいのある空間形成につなげるように努めます。

水と緑に恵まれた中山間地域の持つ多様な資源を十分に生かし、新しい楽しみ方を創造する等、観光交流への取組を進めます。

【さらに神泉地区では】

観光を手段とした地域産業振興を推進するとともに、来訪者との積極的な交流を推進し、活力に満ちた地域づくりを進めます。

また、観光の振興と合わせて、農業、林業、商業を一体的に展開し、多様な雇用の場を創出します。そのため、都市への積極的なＰＲ、誘致企業との連携強化を図るとともに、新しいビジネス領域の開発を進めます。

町の基本施策５　町民と行政が協働し希望に満ちたまちづくり

町民が「自らの地域は自らつくる」という志を持ち、一人ひとりの知恵を結集できる環境を作り、地域の課題解決や環境改善への取り組み等につなげていきます。

人と人とのふれあいとネットワークの広がりをもたらし、町内外の交流をさらに活性化させ、希望に満ちたまちづくりを進めます。

全ての町民が、お互いの人権を尊重し合いながら、共に生きることのできる社会の実現を目指します。また、地域に伝わる文化や、暮らしと結びついた風習、生活の知恵等を大切にし、町の共有財産として継承に努めます。

また、厳しい財政状況のもと、多様化・高度化する町民ニーズに応えるため、町民と行政の役割分担を進めた上、行政資源を集中的に投入し、効率的で効果的な行政サービスの提供を図り、本計画が有効に機能するよう行政評価システムの活用により、ＰＤＣＡサイクルの構築に努めます。

【さらに神泉地区では】

必要な事業を総合的かつ計画的に推進するため「神川町過疎対策協議会」において毎年度「評価」を実施することとし、より実効的且つ持続的な事業の展開をＰＤＣＡサイクルにより担保することとします。

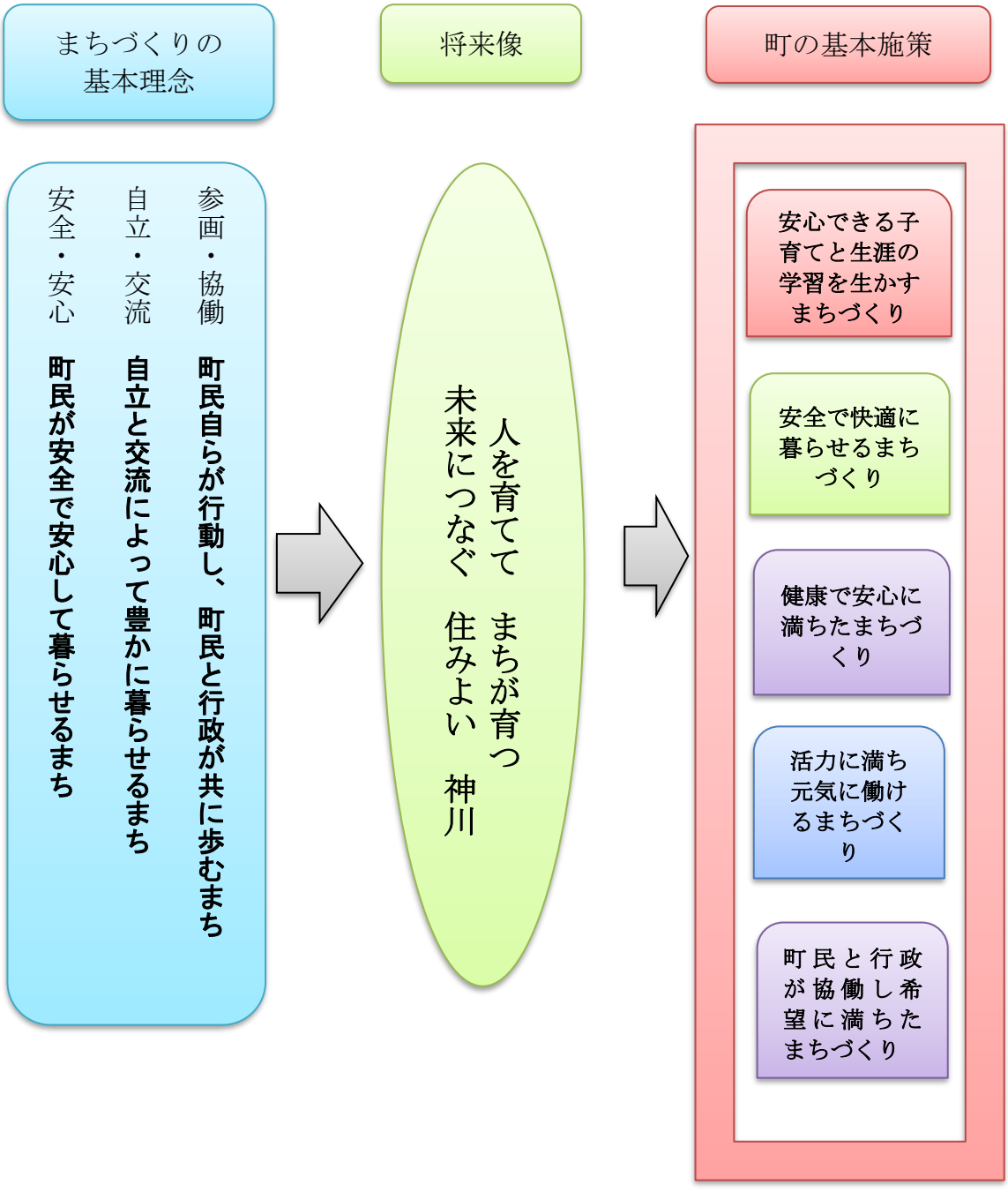

（５）地域の持続的発展のための基本目標

「神川町人口ビジョン（２０２０年３月改定)」では人口の将来展望として以下の指標・目標を掲げています。（神川町全体）

【中間指標】　２０４０年（令和２２年）に約１２,０００人の人口を維持

【長期目標】　２０６０年（令和４２年）に約１０,０００人の人口を維持

また上記に向けた具体的な人口減少対策の数値目標として「第２期神川町総合戦略（２０２０年３月改定)」において以下の数値を年度目標として掲げています。

～新しいひとの流れをつくる～

数値目標（R６年度末）
入込観光客数・７２０，０００人／年　（現状H３１年　７０９，３８４人／年）

～若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる～

数値目標（R６年度末）
年間出生数・・・・・５０人　（現状H３０年度　５５人）

これら神川町全体の目標等を踏まえた上で地域の実情に応じ、地域の持続的発展のための基本となる神泉地区独自の人口目標を設定します。

数値目標（R７年度末）
神泉地区独自の人口目標・８５１人　（現状H３１年　９３７人）

数値目標（R７年度末）
入込観光客数・１３０，０００人／年　（現状H３１年　１１０，０００人／年）

数値目標（R７年度末）
年間出生数・・・・・　６人　（現状H３０年度　２人）

人口以外の目標設定にあたり、平成２８年度実施した「まちづくりアンケート結果」を基に、町全体の基本施策・分野別施策との関係性を整理した上で、後段「２」からの各項目に沿って設定することとします。

①全体

◆満足度が比較的低いが重要度が高い項目には「ごみの不法投棄」「鉄道・バス」が挙げられる。

満足度と重要度の相関図をみると、満足度が比較的低いが重要度が高い項目には「ごみの不法投棄」「鉄道・バス」等が挙げられており、これら生活環境分野の早急な重点化が望まれます。

満足度・重要度ともに比較的高い項目には、「保健」「ごみ収集・処理」「医療」等が挙げられています。

産業振興、行財政・まちづくりの分野は満足度・重要度ともに比較的低くなっています。

満足度と重要度の相関関係／全体

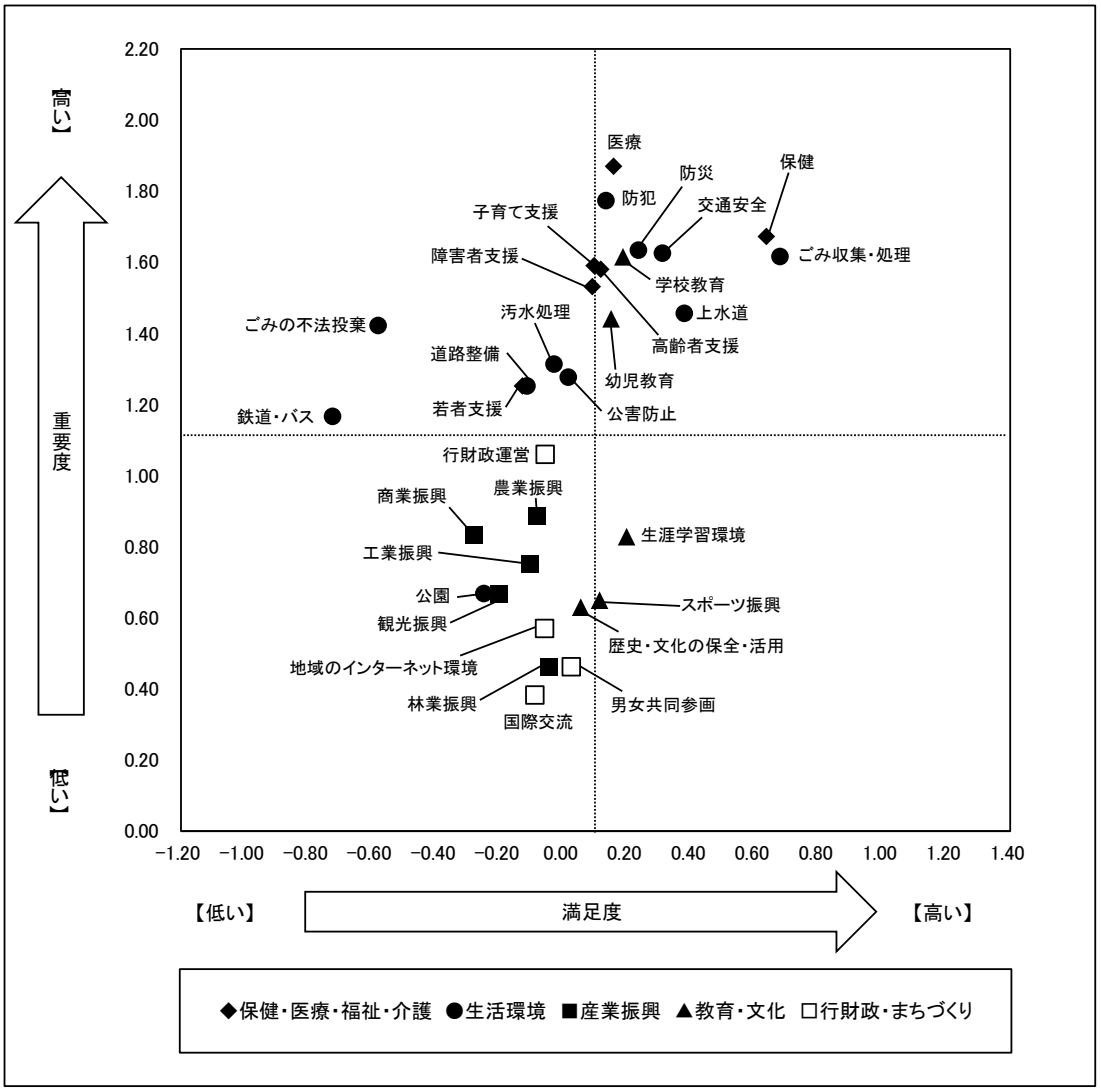

神泉地区

◆重要度が最も高い項目は「学校教育」。

神泉小学校区でみると、おおむねすべての項目で全体に比べて満足度が低くなっています。重要度が最も高い項目は「学校教育」となっています。

満足度と重要度の相関関係／神泉地区

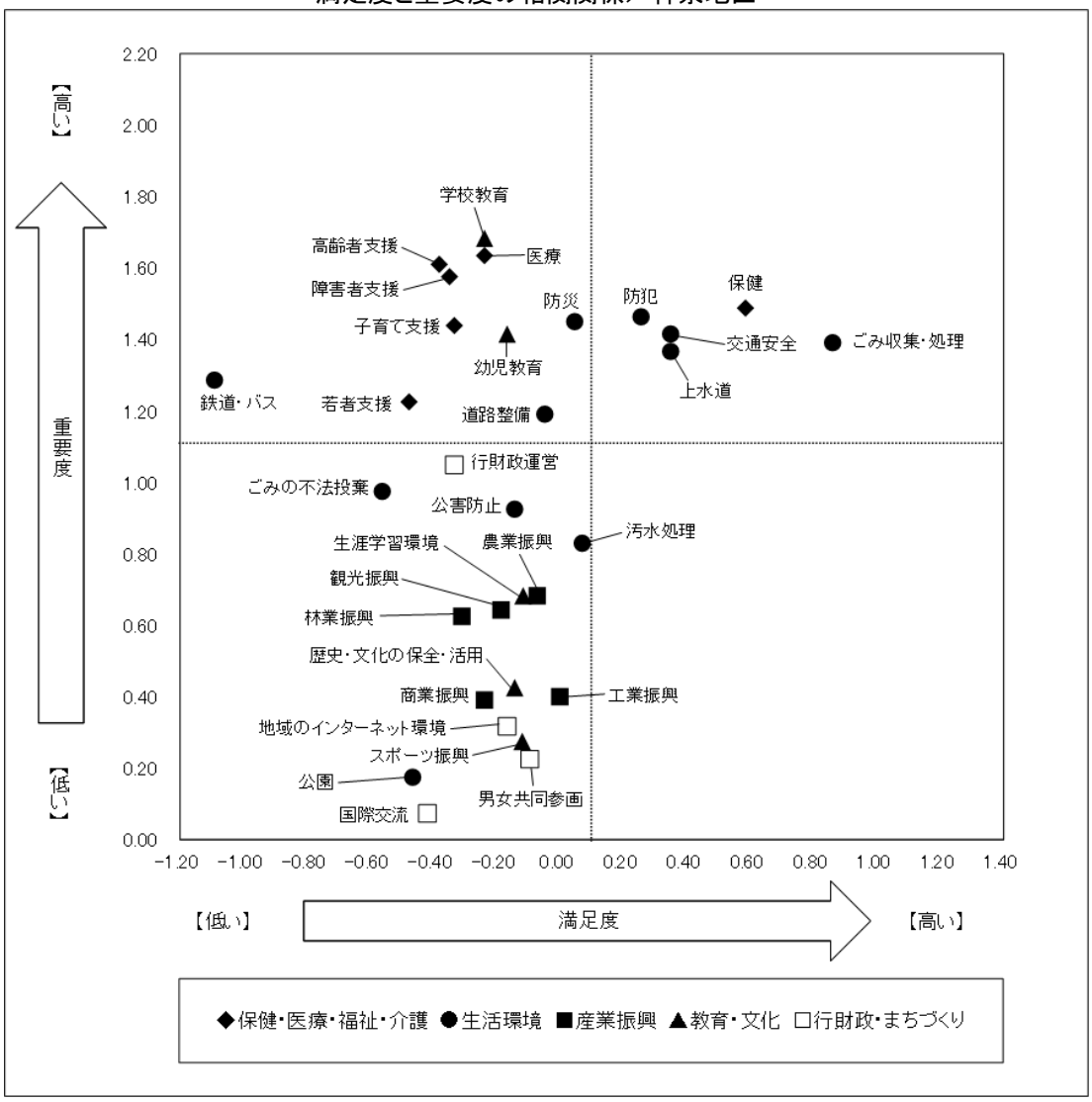

町全体の分野別施策とアンケート結果（神泉地区）との関係性

町の基本施策	分野別施策	重要度	不満足度
安心できる子育てと生涯の学習を生かすまちづくり	（1）子育ての支援	○	やや不満
	（2）幼児・学校教育、青少年健全育成	◎	やや不満
	（3）生涯学習と文化活動		
	（4）スポーツ・レクリエーション		
安全で快適に暮らせるまちづくり	（1）土地利用		
	（2）居住環境	△	不満
	（3）自然環境		やや不満
	（4）安全な暮らし	○	
健康で安心に満ちたまちづくり	（1）健康づくりと医療	◎	やや不満
	（2）地域福祉の充実		
	（3）高齢者の保健・福祉・介護	◎	やや不満
	（4）障がい者の自立と社会参加	○	やや不満
	（5）生活の安定と支援	△	
	（6）保険・年金		
活力に満ち元気に働けるまちづくり	（1）農林業	△	やや不満
	（2）工業	△	やや不満
	（3）商業・地域産業	△	やや不満
	（4）観光		
町民と行政が協働し希望に満ちたまちづくり	（1）人権尊重と共生		
	（2）町民との協働		
	（3）交流		
	（4）行財政運営		

（６）計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況の評価については、過疎地域において、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向けて、必要な事業を総合的かつ計画的に推進するため「神川町過疎対策協議会」において毎年度「評価」を実施することとし、より実効的且つ持続的な事業の展開をＰＤＣＡサイクルにより管理します。

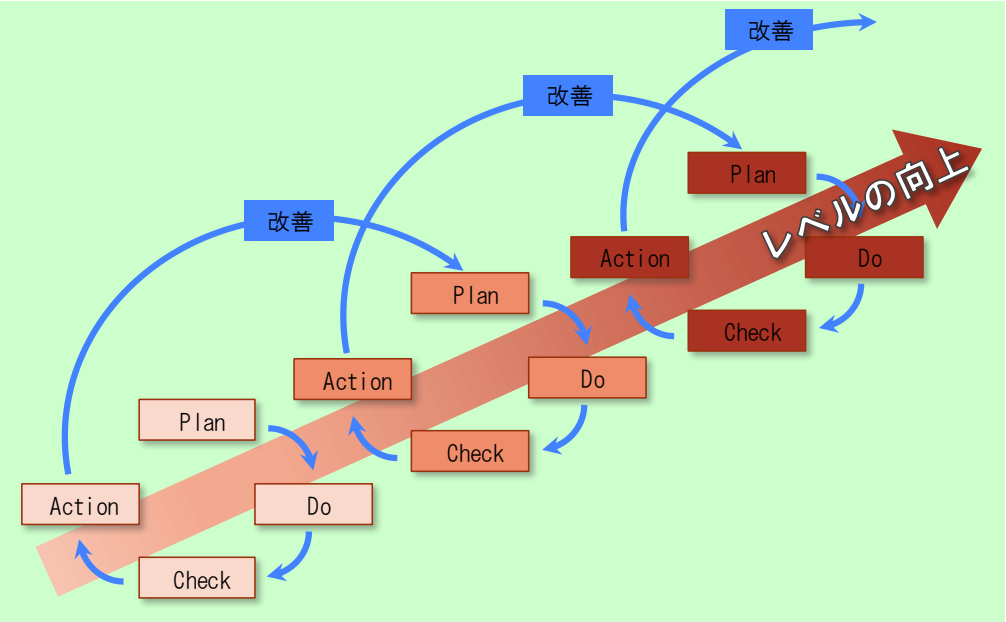

ＰＤＣＡサイクル：事業を円滑に進める手法の一つ。Ｐｌａｎ（計画）→Ｄｏ（実行）→Ｃｈｅｃｋ（評価）→Ａｃｔｉｏｎ（改善）の4段階を繰り返すことによって、事業を継続的に改善する。

（７）計画期間

計画期間は、令和３年４月１日から令和８年３月３１日までの５年間とします。

（８）公共施設等総合管理計画等との整合

本計画は町の最上位計画である第２次神川町総合計画の下位に位置する各計画にあたります。そのため本計画で定める範囲は第２次神川町総合計画の定める範囲を超えることはありません。

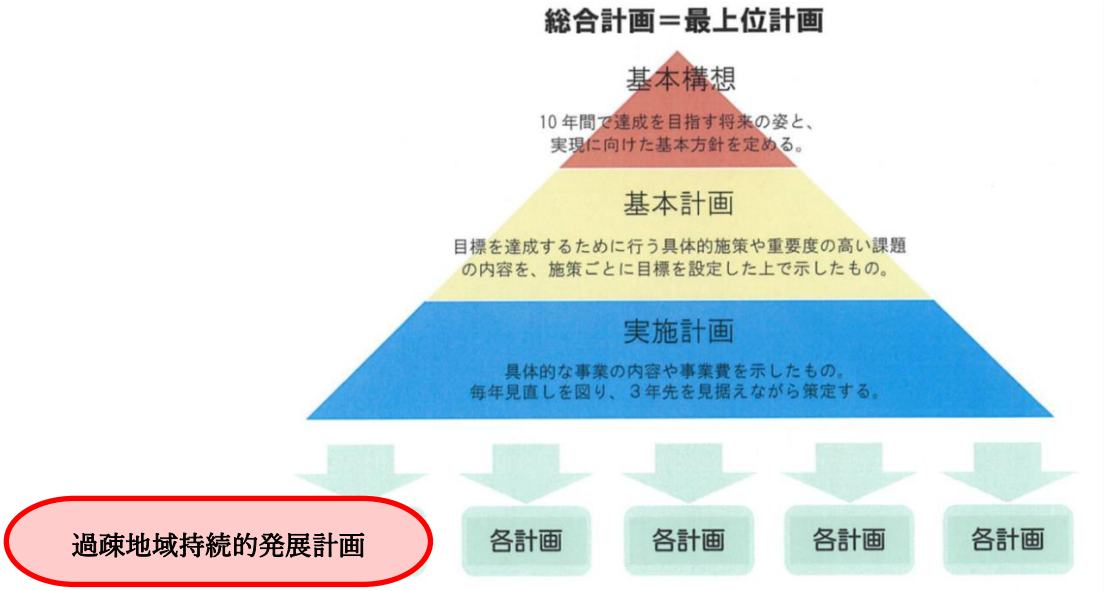

なお、神川町においては第２次総合計画策定時（２０１８年１０月）に「公共施設（建物及び道路等インフラ）においては、「公共施設等総合管理計画」の趣旨に則った各計画の策定を進めるとともに、持続的な事業推進を図る観点から独立した事業決定ルートを経ることとなりますが、総合計画における１０年間の政策（基本構想）との整合性に配慮したものでなければなりません。」と定めていることから、本計画における建物及び道路等インフラ施策は一義的に「公共施設等総合管理計画」の基本方針に基づき、将来にわたって持続可能な行政サービスを維持するための主旨に則ったものとなります。

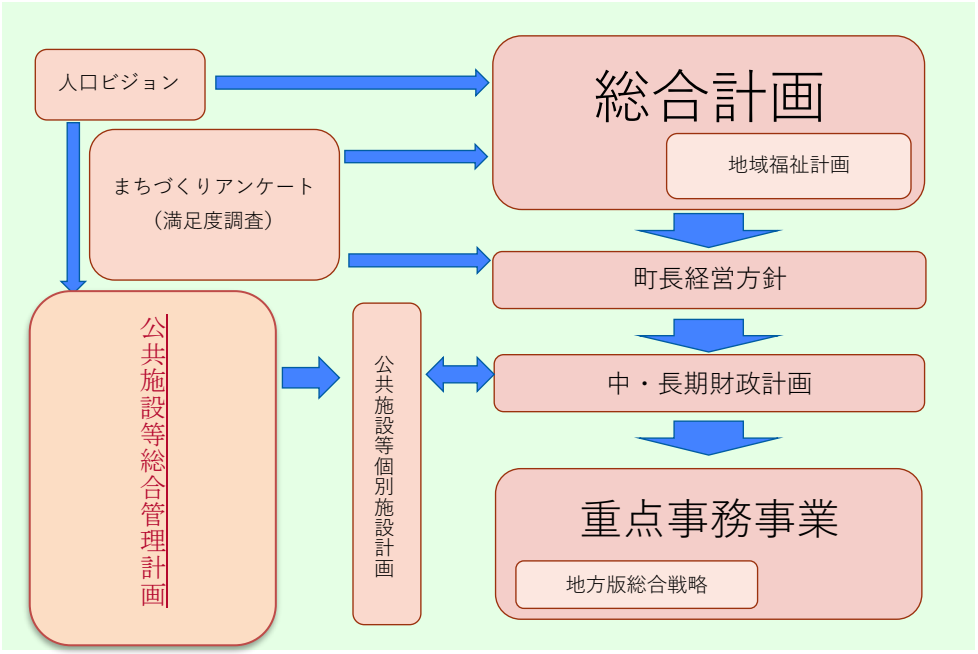

【参考】公共施設マネジメントの確実かつ継続的な推進に関する方針
（公共施設等総合管理計画２０１６年３月より抜粋）

公共施設マネジメントを確実かつ継続的に推進していくためには、全庁的な推進体制の構築、ＰＤＣＡサイクルの導入による進捗管理等の管理体制の構築が不可欠です。

また、マネジメントを効率的に実施していくためには、施設データや点検記録等の情報に関する管理や共有のあり方もあらかじめ定めておくことが有効です。

更に、財政との連携や基金の設置等、計画に実行性を持たせることは、マネジメント推進に大きく寄与します。

また、マネジメントの推進には住民の理解や協働も欠かせないため、マネジメントの方向性に関する情報共有や今後の運営に関する住民との対話を基盤としながら、住民との協働によるマネジメント推進を図っていきます。

２　移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

神川町では移住・定住に向けて、本町の特長である水と緑を生かし、自然の豊かさと都市の利便性の双方を享受できる、秩序ある計画的な土地利用を推進しています。効率的かつ利便性に優れた道路網を構築するため、交流の基盤となる道路整備を推進するとともに、適切な維持管理により機能の向上を図ります。また、地域の特性に合わせた交通形態の検討、利便性の向上や代替路線バスの維持・確保に努めます。

また、若者の定住促進のため、主要道路沿線の住宅開発を促進させるなど宅地の確保に努めます。同時に、高齢社会に対応した住宅施策に取り組みます。地域の人材活用としては地域の特性を生かした様々な体験活動や総合学習等に、地域の人材を積極的に活用します。

特に神泉地区では、観光施設を中心として地域社会の担い手を確保する取り組みを行っています。地域の拠点となる多目的交流施設に行政機能を集約することにより、住民間での情報共有がさらに活発となることを目指します。

他市町村との連携施策として、本庄地域定住自立圏の１市３町で構成される市町と連携を図り、本庄地域定住自立圏共生ビジョンに基づく事業を実施しています。また、大学、企業及び地域住民との交流・連携強化を図り、広域連携による企業や人的交流を支援します。

地域おこし協力隊は、特産農業サポーターとして町特産の梨をはじめとする農産物を活用しながら地域の活性化や農業後継者の拡大などに寄与し、幅広い役割が期待されています。

また、令和４年度から「地域活性化起業人（企業人材派遣制度）」（総務省所管）を導入しました。これにより、民間企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事していただき、地域活性化を図っています。

（１）現況と問題点

移住・定住の促進にあたっては、緑豊かな環境での子育てを望む声も聞かれ、住宅インフラが提供できれば効果を期待することが出来ますが、過去にも実施してきた公営住宅施策では将来的な財政負担は避けられず、アセットマネジメントの主旨に反します。埼玉県北部７市町が共同運営する「埼北空き家バンク」制度について、本町の物件も僅かながら登録が進んでいる状況です。また、神泉地区にあっては周辺の企業団地等へのアクセスに時間を要する上、区域の大部分を傾斜地が占め、住宅地開発に適した民地は見当たりません。

人材育成に関しては、地域の担い手の高齢化により「互助」が成り立たなくなった集落が散見され、新たな地域コミュニティのあり方が問われています。

（２）その対策

施設老朽化に伴い、現神泉総合支所及びステラ神泉の機能（公民館機能）は多目的交流施設（旧神泉中学校）敷地に移転されました。

また、地域集落に点在する集会所については地元との協議によっては余剰地が生まれる可能性があります。

これら施設はより山間部に多く配置されているため、リモートワーク等を活用して働く移住者とのマッチングを行うことも地域の持続性の向上に結びつき、移住者を受入れるための方法の一つです。

借地を除きその跡地の活用については、移住促進に資するよう検討します。

また、都市部からの移住希望者などの受入れについては、県と協力して移住相談を行うことも検討します。

目標設定 （令和７年度末）	公共施設の跡地利用について協議を実施

（３）事業計画（令和３年度～７年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
２　移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1)新神泉総合支所建設事業	・事務所の改築、公民館（公会堂）の改築等	神川町	
	（2）拠点整備事業	・多目的交流施設にある貸出スペース等に地域間交流と定住の拠点となるような設備等の整備	神川町	
	(3)既存施設の解体	・旧神泉総合支所、旧ステラ神泉の解体・整地	神川町	
	(4)余剰地の活用	・余剰地が生まれた場合の活用方法の検討	神川町	
	(5)移住者を受入れるための検討会議	・移住者を受入れるための検討をする有識者会議	神川町	
	(6)移住体験等事業の検討（広報計画を含む）	・移住希望者に移住体験をして貰うための事業を検討	神川町	

（４）公共施設等総合管理計画等との整合（公共施設再配置計画 2019 年 3 月抜粋）

　このロードマップは、公共施設再配置計画に定められた施設ごとの再配置等の概ねの実施時期を、第１期（前期）、第１期（後期）、第２期以降に区分し、示すものです。

行政系施設

対象施設	再配置方針	第１期		第２期～（2029～）
		前期（2019～2023）	後期（2024～2028）	
神泉総合支所	**集約化/複合化**	集約・複合化の検討	集約・複合化の実施	

コミュニティ施設（全域）

対象施設	再配置方針	第１期		第２期～（2029～）
		前期（2019～2023）	後期（2024～2028）	
多目的交流施設	**継続**	継続		

学習施設

対象施設	再配置方針	第１期		第２期～（2029～）
		前期（2019～2023）	後期（2024～2028）	
神泉定住促進センター（ステラ神泉）	**複合化/廃止**	複合化/廃止の検討	複合化/廃止	

コミュニティ施設

対象施設	再配置方針	第１期		第２期～（2029～）
		前期（2019～2023）	後期（2024～2028）	
桜城集会所	**主体変更**	地元との調整	地元へ移譲	
池尻集会所	**主体変更**	地元との調整	地元へ移譲	
貫井・幹沢集会所	**主体変更/廃止**	地元との調整 廃止の検討	地元へ移譲 廃止	
中居集会所	**主体変更/廃止**	地元との調整 廃止の検討	地元へ移譲 廃止	
町営中居住宅集会所	**主体変更**	地元との調整	地元へ移譲	
林・小倉集会所	**主体変更/廃止**	地元との調整 廃止の検討	地元へ移譲 廃止	
日向・門野集会所	**主体変更**	地元との調整	地元へ移譲	
寺内集会所	**主体変更/廃止**	地元との調整 廃止の検討	地元へ移譲 廃止	
住居野集会所	**主体変更**	地元との調整	地元へ移譲	
手津久集会所	**主体変更/廃止**	地元との調整 廃止の検討	地元へ移譲 廃止	
高牛・浜の谷集会所	**主体変更/廃止**	地元との調整 廃止の検討	地元へ移譲 廃止	
宇那室集会所	**主体変更/廃止**	地元との調整 廃止の検討	地元へ移譲 廃止	

本計画については、個々の施設等の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、神川町公共施設等総合管理計画等と整合性をとりながら、推進します。

３　産業の振興

（１）現況と問題点

ア　農林業

神泉地区の土地利用の状況は、普通畑６９ha，樹園地６ha、山林　１，８１４haその他５４２haとなっています。

農業については、小規模零細であり、専業農家は少なく、大部分は兼業化しています。農業の振興を図るため集出荷貯蔵施設や農業灌漑用水を整備し、野菜、花卉、果樹などの産地化と商品化に努めてきましたが、農業従事者の高齢化に伴う耕作放棄地の拡大と農業後継者不足が切実な問題です。また、耕作放棄地の拡大によりイノシシや鹿、ハクビシン等による被害も多くなっています。

酪農経営については、後継者不足から経営を縮小し酪農から肥育へと転換していますが依然として、糞尿の処理や悪臭対策など生活環境への配慮を求められています。

林業については、林野率７６％と土地の大部分が山林で従来から林業に寄せる経済的期待は大きいものがあります。平成１３年１０月に美里森林組合、児玉町森林組合及び神泉森林組合が合併、さらに平成３０年１０月より埼玉県中央部森林組合と広域合併し、森林の保全を計画的に進めており、近年の木材需要の高まりを受けて区域内の伐採から生産への流れは安定しつつあります。しかし、依然として所有者の高齢化等により山林が荒れ、森林の持つ水源かん養機能や土砂流失等による公益的機能の低下に繋がっています。

中長期的な産業育成としてみた場合、林業を取り巻く情勢は依然厳しいものがあり、間伐作業や搬出作業の効率を高めるために必要な林道や作業道の整備が不十分なため機械化が進まないことや持続的な供給を可能とするため、地域ブランド育成や後継者不足によって荒れた山林の再生、さらには未相続による管理者不明山林の存在が大きな課題です。

イ　商工業

商工業においては従来から地理的条件が整わず、企業の進出はほとんど見られませんでしたが、民間企業によるゴルフ場の開設をはじめ、小規模製造業の立地や農村地域工業導入地区に豆腐をはじめとした味噌・醤油等の自然食品加工工場を誘致しました。その結果、自然水・豆腐・味噌などが地区の新しい特産品として定着するとともに、就業機会の増加に繋がりました。

自然食品加工工場に続く企業誘致を行うことが難しいのは、企業誘致できるような土地利用と幹線道路等から離れているという地理的な条件が問題となっているためです。

神川町第２次総合計画では国道２５４号バイパス計画により旧神川地区内（過疎地域外）に新たな産業基盤を整備することとしていますが、神泉地区の持つ自然豊かなイメージを重視する企業に対しては、立地的な条件はもとより排水計画等を含めた地域に適合しやすい環境整備を総合的に検討していく必要があります。

ウ　情報通信産業

ICT の急速な普及により、特に立地条件が柔軟とされる情報通信産業分野における産業振興を推進しています。

また、官民の連携により新産業分野の開拓を目指した取り組みも必要となっています。

エ　観光

神泉地区は、全域が県立上武自然公園に指定され、三波石峡をはじめ神流湖、城峯山等の自然環境や観光資源が豊富です。特に観光拠点である城峯公園の景観を高めるためにキャンプ場エリアなどの整備を計画的に実施していく必要があります。

また、民間の活力の積極的な導入により、需要の多様化に対応した施設整備や、道のオアシス神泉に観光案内所としての機能を持たせ、観光情報の発信などを実施した結果、地区への観光客は年間を通じて見込めるようになってきました。

しかし、周辺他市町の観光施設と比べて回遊性や山村の魅力に乏しく、特に下久保ダム周辺の環境整備が進まないことが、集客に結びつかず、そのため観光関連産業の育成が進まないことが課題です。

こうしたなか、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による観光客数の減少など大きな影響を受けました。特に、コロナ禍以前においては毎年増加していた外国人旅行客は、ほぼ皆無となりました。しかし今後のアフターコロナを見据えた観光地の再生と観光産業の強化に向け、持続可能な観光地域づくりや、インバウンド回復のために必要な取り組みを実施し観光誘客を図っていきます。

（2）その対策

ア　農林業

豊かな自然と地域の様々な資源を有効に結びつける多様な観光農林業を育成します。そのため地域資源を活用するグリーンツーリズムや各種体験事業、イベントを開催して交流機会の増加に努め、農林業の普及啓発と農産物や花卉・果樹の直売などを行います。

農業対策として、農業灌漑用水を利用して生産性の向上と有機栽培などによる高付加価値の農作物やブランド化の確立を図ります。また、農産物の直売施設を活用して販売拡大を進め、経営の安定・高度化を図り所得の向上に努めるなど、魅力ある農業対策を実施することで後継者の育成を図ります。

耕作放棄地対策としては、農業委員会と連携して耕作放棄地の発生を防止するとともに農業生産条件の不利を補うことで農業所得の向上に努めることにより農業の振興と地域の景観維持を促進します。また、酪農・肥育農家についても、各種融資制度を活用し経営基盤の強化を図るとともに、排泄物を良質な有機質堆肥として農地に戻すことで環境への配慮を行います。

林業対策として、豊富な森林資源を生かすためにも、林業経営の共同化、間伐の促進、林道、作業道の開設などを埼玉県の計画と整合を図りながら進め、良質木材の産地形成、林業経営の向上を図ります。また、公共施設への地場産材の使用など県産材の利用促進に努めます。さらに、森林の持つ公益的機能への理解を醸成するため、体験学習等の場の創出を図ります。

また、所有者不明土地、未相続土地に関しては行政関与の方策を検討します。

目標設定 （令和７年度末）	・年間８回の農林業体験の開催（民間への協力を含む） ・年間素材生産量（木材）　５，０００㎥

イ　商工業

商工業については、地域産業の新しい展開を求めていくとともに、地区住民の就業機会の増大を図るため、地理的条件や地区のもつ美しい自然景観のイメージにあった優良企業の誘致や商工業関連の育成のための環境整備、観光とタイアップして地場産業の活性化と地域資源を活かした地場産品の開発を積極的に行います。また、引き続きふるさと納税返礼品としての活用を行います。

目標設定 （令和７年度末）	・ふるさと納税返礼品メニューを１８品目に増やす （令和４年時点　１４品目）

ウ　情報通信産業

情報通信産業については、特に官民の連携を深め、実験地等の協力などにより地域産業の新しい展開を求めていきます。

目標設定 （令和７年度末）	・ドローンを活用した新スマート物流の実装

エ　観光

秋の冬桜シーズン時の城峯公園（ライトアップ）までのアクセス道路整備（道路照明灯の設置等）を実施検討し、観光客が安全、快適でしかも円滑に回遊できる観光基盤の整備や多彩な魅力を持つ観光資源を結びつけます。リピート客や滞在型・回遊型観光客の拡大のみでなく、農林業や商工業など、他産業との結びつきにより観光関連産業の育成を推進する施策を積極的に実施するとともに、国においては下久保ダム周辺の環境整備事業の実施、また、県と協働して魅力ある水辺空間づくりを進めている川の再生事業等、国・県・町が連携し推進します。

目標設定 （令和７年度末）	・年間観光入込客を１３万人に（令和元年時点　１１万人）

（３）事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	
３産業の振興	(1)農産物の販売会（食フェス）	・町内で開催されるイベント等へ支援	神川町	
	(2)移住者への支援	・埼玉県の移住就業等支援金支給事業を活用し、移住者に対して支援	神川町	
	(3)ジビエ活用の検討	・ジビエ活用の関係団体と検討	神川町	
	(4)有害鳥獣駆除の省力化	・有害鳥獣捕獲時にセンサーが感知し、猟友会員のもとに電子メールが届き、捕獲を確認	神川町	
	(5)物資運搬実験	・無人航空機活用の課題や改善策の検討	神川町	
	(6)観光又はレクリエーション	・観光施設周遊ルート 神流川遊歩道連絡道路整備 Ｌ＝150m　Ｗ＝4.0m 木道橋架替１橋 （12153-1号橋） 歩道付替え整備Ｌ＝100m （12154-1号橋）	神川町	
		・宿泊施設整備事業 施設修繕	神川町	
		・観光（公園含む）施設整備事業施設修繕	神川町	
		・観光案内所周辺整備事業 施設修繕・周辺整備	神川町	
		・観光施設整備事業 施設改築（公衆トイレ）	神川町	
		・町内外で開催されるイベント等への参加	神川町	

（４）産業振興促進事項

企業誘致を進めるにあたり、大規模な開発用地の確保が困難で幹線道路から離れている神泉地区は潜在的な立地条件が不利となっています。このため、誘致する産業にあっては、より効果的かつ持続的に事業用資産を活用するため設備の高度化が求められることから、多額の設備投資費を要することとなります。そのため、産業振興促進区域において振興すべき業種を定め、施設を新設もしくは増設した者に対し、減価償却の特例及び地方税の不均一課税の措置を講ずることとします。

（ｉ）産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備　考
神泉地区	製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業、インターネット付随サービス業、通信販売、市場調査等	令和3年4月1月～令和8年3月31月	

（ⅱ）当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記（２）その対策及び（３）事業計画（令和３年度～令和７年度）のとおり

（５）公共施設等総合管理計画等との整合（公共施設再配置計画2019年3月抜粋）

事業者の持続的な経営環境を整えるため、貸出施設の移譲を進めることとしています。

農業施設

対象施設	再配置方針	第１期		第２期～（2029～）
		前期（2019～2023）	後期（2024～2028）	
農産物加工センター	**主体変更**	民間へ移譲検討	民間へ移譲	
農林産物集出荷貯蔵施設	**主体変更**	民間へ移譲検討	民間へ移譲	

観光施設

対象施設	再配置方針	第１期		第２期～（2029～）
		前期（2019～2023）	後期（2024～2028）	
地域振興施設神泉	継続	継続		
矢納フィッシングパーク	**主体変更**	民間へ移譲検討	民間へ移譲	
婦人・若者等活動促進施設	**廃止**	継続		廃止の検討
町営神流湖テニスコート	**廃止**	廃止の検討	廃止	

宿泊施設

対象施設	再配置方針	第１期		第２期～（2029～）
		前期（2019～2023）	後期（2024～2028）	
冬桜の宿神泉	**主体変更**	民間へ移譲検討	民間へ移譲	

その他の公園

対象施設	再配置方針	第１期		第２期～（2029～）
		前期（2019～2023）	後期（2024～2028）	
城峯公園	**主体変更**	民間へ移譲検討	民間へ移譲	

本計画については、個々の施設等の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、神川町公共施設等総合管理計画等と整合性をとりながら推進します。

４　地域における情報化

（１）現況と問題点

電気通信施設等情報化

神泉地区の一般加入電話については、約１００％確保されており、一斉広報施設については防災行政無線が昭和５７年度に整備されました。また、戸別受信機を平成３年度から３か年をかけ全世帯に貸与し、地域の実情に合わせた施設の充実を図りました。さらに、合併に伴って防災行政無線システムの設備更新を行い、全町を一括管理しています。令和２年度にはデジタル波への切り替えに伴い町内防災行政無線設備の更新をするとともに、希望世帯へ戸別受信機を貸与しました。

この他、携帯電話の中継局も整備され、居住地域はほぼ全域で通話が可能になっています。テレビ放送の地上デジタル放送に対応するため矢納地区など一部地域で共同受信施設を整備し対応しました。

今後は、高齢者を中心にスマートフォンなどのデジタル機器の利用推進が課題となると想定しています。

（２）その対策

電気通信施設等情報化

非常時及び災害発生時の通信手段である防災行政用無線の同報系に対応した施設整備の維持に努めるとともに、デジタル活用のための住民支援体制を構築するなど、新たな情報通信施設の導入を検討します。

また、新支所建設事業の完了に伴い、公共施設のフリーWi-Fiの導入について利用目的や利用効果などを踏まえて検討します。

目標設定 （令和７年度末）	・デジタル活用講座の開設　年間１０回

（３）事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
４地域における情報化	(1)活用支援	・デジタル活用講座の開設	神川町	

（４）公共施設等総合管理計画等との整合（公共施設再配置計画2019年3月抜粋）

無線中継局

対象施設	再配置方針	第１期		第２期～（2029～）
		前期（2019～2023）	後期（2024～2028）	
防災行政無線中継局	**継続**	継続 →	→	→

本計画については、個々の施設等の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、神川町公共施設等総合管理計画等と整合性をとりながら推進します。

５　交通施設の整備、交通手段の確保

（１）　現況と問題点

ア　県道、町道

神泉地区の県道は、地区の東端を通過する主要地方道前橋長瀞線と阿久原地区を縦貫し住居野を経て矢納に通じる県道矢納浄法寺線及び矢納から神流湖を経由し秩父市太田部に至る県道吉田太田部譲原線があります。県道前橋長瀞線については、大型車両等の交通量の増加に合わせて、改良工事が実施されています。また、県道矢納浄法寺線（下阿久原交差点～渡戸橋交差点）が開通したことにより、群馬県を通過せずに直接県内との交流が図られ，交通の便は一段と改善されました。しかし、住居野、矢納方面への改良工事は、住居野地区まではほぼ改良されていますが、その先の道路は多くが未改良であり生活道路、バス路線確保のためにも引き続いての改良整備が切望されます。県道吉田太田部譲原線については、観光開発の中心的な道路でありますが、神流湖から秩父市（旧吉田町）にかけては狭く危険箇所が多いため観光に結びついていないのが現状です。

地区内の県道については、地区の道路体系と地域の活性化の中心的役割を担っているので、早急な整備を必要としています。

地区内の町道は、過疎対策事業の重点施策として改良整備を実施し、総延長１２４，９１１ｍとなっています。また、そのうち改良済延長の割合は２４．７％、同じく舗装済延長の割合は３４．８％となっています。改良率、舗装率とも年々上昇していますが、埼玉県平均の５３．２％、７０．９％（令和元年度末）を大きく下回り、バス路線や通学路の安全対策である歩道の設置や集落内の生活道の未整備な所が多い状況です。

イ　橋りょう

神泉地区内の橋りょうで橋長１５m以上の橋は２橋、１５m未満の橋は３５橋、木・混合橋は１０橋、自動車通行不可能な橋は１０橋となっています。建設から年数が経過していることから、橋りょうの安全確保のための点検調査を実施し長寿命化計画を策定し、計画に沿った塗装や補修を行っています。神泉橋、金比羅橋については、塗装工事などを実施し長寿命化を図っています。他の橋りょうについても順次点検補修を行い、長寿命化を図ることが必要です。

ウ　農道、林道

農林業の振興のため計画的に整備した結果、農道の総延長は、６，７３４m、耕地１ha当たり農道延長は６１．８mでありましたが、現在では全てが町道に編入され管理されています。林道の総延長は、１３，６３０m、林野１ha当たり林道延長は７．５mとなっています。

林道は、間伐作業や搬出作業の効率化など林業の振興には欠かせないものであり、また、山林の防災のためにも今後とも整備していく必要があります。

エ　公共交通

昭和５８年４月から過疎対策事業として町営バスが１日６往復し、鬼石－阿久原－矢納の鳥羽、宇那室、高牛、浜の谷集落までの交通手段として利用され、小・中学生の通学にも利用されてきました。また、令和５年度からは、秩父瀬集落まで路線が延長されました。現在、県道矢納浄法寺線の改良が行われていますが、幅員が狭い箇所が多いため、安全確保・時間・距離の短縮からも早期の改良が切望されています。また、停留所の待合所が未整備な所が多いことから今後整備を検討する必要があります。

オ　地域間連携

広域的な都市間交通を担う国道２５４号や国道４６２号については、建設促進に向け隣接市町で構成する期成同盟会により要望活動を行ってきました。特に群馬県藤岡市との県境をまたぐ国道２５４号バイパス建設については、産業誘致と人流の大幅な好転材料として期待されます。

（２）その対策

ア　県道、町道

県道矢納浄法寺線は阿久原と矢納を結ぶ重要幹線道路であり、町営バスの運行道路として地域の生活道であるほか、県道吉田太田部譲原線は下久保ダムの埼玉県側を周回する道路であり、地区の観光拠点へのアクセス道路でもあるため、観光シーズンには除草や伐採などの維持管理事業を働きかけるとともに、本庄地域定住自立圏共生ビジョンの協定内容である道路等の交通インフラの整備事業として掲げられており、幹線道路として早期改良を促進します。

なお、町外高速道路ＩＣからのアクセス改善を目指す「地方創生道整備事業」による町道と林道の一体整備は木材搬出及び観光産業にとっても重要な施策として推進します。

また、基幹的な地区内の町道については、本庄地域定住自立圏域にアクセスする道路として、また、中心集落と周辺集落及び主要施設周辺の均衡ある発展や路線バス・通学路の安全対策として歩道の設置、街路灯の設置及び道路改良を積極的に推進します。

目標設定 （令和７年度末）	・上里スマートＩＣから城峯公園までの所要時間５分削減 （令和４年時点　44 分　町道・林道経由ルート）

イ　橋りょう

群馬県や近隣市町との地域間交流の促進や地区内の集落及び公共施設等を結ぶ道路網としても地域への貢献は図られていますので、今後は管理面として塗装や補修など全体的な橋梁修繕を重点的に実施するなど安全の確保に努めます。

また、観光の資源としての施設整備を検討します。

目標設定 （令和７年度末）	・定期的な点検体制の確立

ウ　農道、林道

農林業の生産性の向上と作業の効率化・流通の円滑化に努めるとともに、基幹的な道路と有機的に結びつけることにより、地域の実情に応じた整備の推進と農林業基盤の充実を図ります。

目標設定 （令和７年度末）	・伐採箇所から上里スマートＩＣまでの所要時間７分短縮 （令和４年時点　１時間 02 分　町道・林道経由ルート）

エ　公共交通

地区の実情と通勤・通学に合わせた路線網や待合場所を整備するとともに、地域外公共交通との接続の改善についても検討し、住民の利便性と集客の向上に努めます。

目標設定 （令和７年度末）	・神泉総合支所前バス停にデジタル観光案内板の設置

オ　地域間連携

引き続き国・県等に対し国道２５４号バイパスの早期建設へ向けて、継続的な要望活動を実施します。

（３）事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
５交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 道路	・町道 1-14 号線舗装修繕 L=460m　W=5.5m	神川町	
		・町道1-16号線道路改良 L=1,000m　W=4.5m	神川町	
		・町道1-17号線道路改良・舗装 L=1,000m　W=5.0m	神川町	
		・町道2-21号線維持修繕 L=1,000m　W=5.5m	神川町	
		・町道2-22号線舗装修繕 L=830m　W=5.5m	神川町	
		・町道2-24号線維持修繕 L=630m　W=5.5m	神川町	
		・町道2-26号線道路改良 L=50m　W=5.0m	神川町	
		・町道2-23号線舗装修繕 L=450m　W=5.0m	神川町	
		・町道2-27号線舗装修繕・改良 L=1,200m　W=4.0m	神川町	
		・町道11015号線道路改良 L=190m　W=4.5m	神川町	
		・町道11133号線道路改良 L=120m　W=4.0m	神川町	
		・町道11225号線改良・舗装修繕 L=220m　W=4.0m	神川町	
		・町道11381号線道路改良舗装 L=600m　W=5.5m	神川町	
		・町道11414号線舗装修繕 L=310m　W=4.5m	神川町	
		・町道11415・11206号線道路改良 L=270m　W=5.5m	神川町	
		・町道11416号線道路改良 L=380m　4.5m	神川町	
		・町道11418号線道路改良 L=200m　W=4.5m	神川町	
		・町道12043号線道路改良 L=45m　W=4.0m	神川町	
		・町道12150号線道路改良 L= 70m　W=4.0m	神川町	

	橋りょう	・高牛橋整備改良 L= 15m　W=6.0m	神川町	
		・12144-1号橋整備改良 L=9m　W=5.0m	神川町	
		・橋梁修繕	神川町	
		・金比羅橋	神川町	
		・叢石橋	神川町	
		・11089-1号橋		
		・12144-1号橋		
		・12088-1号橋		
	(2)林道	・林道横隈線維持修繕 L=3,373m　W=4.0m	神川町	
		・林道横隈支線維持修繕 L=1,523m　W=4.0m	神川町	
		・林道高牛線維持修繕 L=2,756m　W=4.0m	神川町	
		・林道王城線維持修繕 L=1,710m　W=4.0m	神川町	
		・林道両谷線維持修繕 L=1,190m　W=4.0m	神川町	
		・林道江瀬谷線維持修繕 L=2,845m　W=5.0m	神川町	
	(3)自動車等更新 自動車	・路線バス整備事業 路線バス購入　１台	神川町	

（4）公共施設等総合管理計画等との整合（2016年3月抜粋）

インフラ系施設の管理方針

（1）統合・廃止等による保有量の縮減及び需要の変化に適応した公共サービスの提供に関する方針

インフラ系施設は、複合化・集約化等の見直しや転用及び施設の廃止が適さないことから、人口の減少や人口分布の変化を中長期的な視点で捉え、施設や管路等の更新に合わせて適切な保有量への見直しを図ります。

（2）安全性及び機能性の確保に関する方針

インフラ系施設は、住民生活や都市機能を維持するための基盤であり、特に災害時においても機能を維持する事が求められる施設です。したがってその安全性と機能性が常に確保されるように、予防保全を前提とした下記の様な適切なメンテナンスサイクルを構築し、これに従って維持管理を行うことにより安定的な運営と長寿命化を目指します。

本計画については、個々の施設等の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、神川町公共施設等総合管理計画等と整合性をとりながら、推進します。

６　生活環境の整備

（１）現況と問題点

ア　水道施設、下水処理施設

水道施設については、過疎地域振興計画に基づき旧簡易水道の更新を推進し、普及率は約９９．５％と県内平均と同程度に普及しています。しかし、生活様式の変化による水需要の変動に対する水源の確保と配水管の更新、施設の老朽化など大きな問題を抱えています。特に神泉地区内には未だ１，２４５．００ｍの石綿管が布設されており早急な解消が必要です。また、生活環境の改善と水源地域という見地から水質の保全のためにも、効率的な生活排水処理施設の整備が必要です。

イ　ごみ・生活排水処理

ごみ・し尿処理は、児玉郡市広域市町村圏組合事業で実施しています。ごみの減量化と分別をより推進するとともに、山林などへの不法投棄対策を図ることで美しい自然を守ることに努めています。生活排水処理については、合併処理浄化槽による処理が増加していますが単独処理浄化槽も多く設置されています。引き続き、合併処理浄化槽への転換や設置を推進します。

ウ　消防施設

児玉郡市広域消防本部神泉分署をはじめとする常備消防と消防団が連携して消防活動を行っていますが、若年層不足と地区内勤務者の減少、勤務形態の多様化から神泉地区において消防団員の確保が困難な状況にあるため、分団の再編成の協議を行った結果、令和５年４月から第６分団と第７分団を統合し、新たに第６分団としました。令和２年４月から消防活動経験者などを対象に災害が発生した時などには、消防団が行う活動を支援する「消防団協力隊」を設置しました。

水利施設は、充足率６７％となっていますが、改修・更新を効果的に実施していく必要があります。

エ　公営住宅

旧神泉村では、若者の定住促進と過疎化対策として、平成９年度から新しく３棟２４戸の町営中居住宅を建設しました。地区内の公営住宅は、町営住宅２４戸と県営住宅１８戸を有しています。子育て世代の入居を促進するため、家賃の減免などを実施していますが、なお空き室がある状況です。

オ　その他

神泉地区では人家が山の斜面に沿って点在しているため、豪雨による土砂災害における安全対策が必要です。

土地については地籍調査を実施し、阿久原地区・矢納地区では住宅地のほぼ全域で調査を終了しました。今後は、所有者の高齢化が進んでいるため山林の地籍調査等が喫緊の課題です。

（２）　その対策

ア　水道施設、下水処理施設

日常生活に欠かすことのできない水道施設については、給水人口及び水需要の変動を的確に予測するとともに、老朽化した施設の計画的な整備を進めることにより、安全でしかも安定した水道水の供給を図ります。

生活環境の改善と水源地域として水質の保全を図るためにも、効率的な生活排水処理施設の整備が必要であることから、合併処理浄化槽など地域の実情に合わせて生活排水処理施設の整備を促進します。

目標設定 （令和７年度末）	・石綿管更新目標延長約　750　m・更新率　60　%

イ　ごみ・生活排水処理

ごみ・生活排水処理については、近年人口減少等により排出量が減少しています。

快適な生活環境と安全かつ適正なごみ処理を維持するためにも処理施設の長寿命化を行っていきます。ごみの減量化と分別、山林などへの不法投棄については、適切な情報提供と普及啓発を行い、住民と一体になって美しい自然の保全に努めます。また、浄化槽などの管理運営についても、生活環境の改善と水源地域として水質の保全を図るためにも適切な維持管理に向けた啓発を行います。

目標設定 （令和７年度末）	・合併浄化槽の設置補助基数　累計　１０基

ウ　消防施設

消防施設については、各地域に適合した消防機械、器具、防火水槽の整備を推進するとともに、計画的な消防車の配備を行うことにより、消防力の向上を図ります。また、消防団詰所の改修・統合を図ることにより、機能面での向上を図ります。

消防団員の確保については、各種行事等において入団の促進を図るとともに、引き続き消防団活動への理解と協力を求めていきます。

目標設定 （令和７年度末）	・消防団再編に伴い消防団詰所の改修・解体の検討及び協議を行う

エ　公営住宅

過疎地域の持続的発展と定住人口の維持には公営住宅の整備は不可欠であり、安全で快適な生活の確保と超高齢化社会の到来を見据えて、入居資格の見直しの検討及び住環境の維持に努めます。

目標設定 （令和７年度末）	・町営中居住宅入居率　95%（令和２年度末 91.6%）

オ　その他

全国様々なところで起きている集中豪雨による土砂災害に対処するため、治山堰提を整備します。

地籍調査は事業を継続し、管理者不明の山林等の解消を図ります。

目標設定 （令和７年度末）	・地籍調査実施率　63.5%（令和２年度末 59.6%）

（３）事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展施策区分	事　業　名（施設名）	事　　業　　内　　容	事業主体	備　考
６生活環境の整備	(1)水道施設	・阿久原、矢納配水管布設替事業 阿久原地区 Ｌ=440m　φ75 矢納地区 Ｌ=1,500m，φ100 ・阿久原地区導水管布設替事業 Ｌ=540m，φ75 ・矢納浄水場変更認可事業 ・矢納・高浜・住居野地区浄水場改修事業 配水池、着水池、沈殿池、ろ過池等 ・浄水場ろ過池整備事業 矢納・高浜・住居野・阿久原各浄水場	神川町 神川町 神川町 神川町 神川町	

	(2) 下水処理施設 その他	・合併処理浄化槽設置維持管理 転換　10基	神川町	
	(3) 消防施設	・防火水槽整備 40m^{3}級　3基 ・消火栓　3基 ・消防車配備事業 小型ポンプ付積載車　1台 ・消防団再編に伴う消防詰所の統合による改修・解体	神川町 神川町 神川町 神川町	
	(4) 公営住宅	・中居住宅改修工事	神川町	
	(5) 過疎地域持続的発展特別事業	・治山事業 治山堰堤　3基 ・水路護岸整備 ・地籍調査 下阿久原・上阿久原・矢納	神川町 神川町 神川町	

（4）公共施設等総合管理計画等との整合（2016年3月抜粋）

管理に関する基本的な考え方（上水道）※下水道は区域外

- 定期的な点検により老朽管の損傷等の早期発見及び更新を進め、有収率の向上を図ります。
- 予防保全を前提として、定期点検等に基づくメンテナンスサイクルを構築し、長寿命化による安全性の確保及び効率的な維持管理を図ります。
- 改修や更新が必要な場合には、構造、材質等に応じて適切な時期、量、方法を判断して適確かつ効率的に行います。
- 人口の減少等に伴い適正な供給量を見直すとともに、更新の際には適正な供給量に見合う管路に変更することにより、管理運営費用の抑制を図ります。
- 管理については包括的民間委託の導入を検討するなど経費の削減に努めます。

消防団車庫・詰所（公共施設再配置計画2019年3月抜粋）

対象施設	再配置方針	第１期		第２期～ (2029～)
		前期 (2019～2023)	後期 (2024～2028)	
第１分団車庫兼詰所	**継続**	継続 →		
第２分団車庫兼詰所	**継続**	継続 →		
第３分団車庫兼詰所	**継続**	継続 →		
第４分団車庫兼詰所	**継続**	継続 →		
第５分団車庫兼詰所	**継続**	継続 →		
第６分団車庫兼詰所	**集約化/複合化**	継続 →		集約・複合化の検討

第７分団１班車庫	**集約化/複合化**	継続		集約・複合化の検討
第７分団２班車庫兼詰所	**集約化/複合化**	継続		集約・複合化の検討
第７分団３班車庫兼詰所	**集約化/複合化**	継続		集約・複合化の検討
第７分団３班車庫	**廃止**	廃止の検討	廃止	
消防車庫（二ノ宮）	**転用**	転用の検討	転用	
旧第１分団車庫・詰所	**主体変更**	地元との調整	地元へ移譲	
宇那室自衛消防小屋	**廃止**	廃止の検討	廃止	
住居野自衛消防小屋	**継続**	継続		
小浜自衛消防小屋	**廃止**	廃止の検討	廃止	

町営住宅（公共施設再配置計画2019年3月抜粋）

対象施設	再配置方針	第１期		第２期～（2029～）
		前期（2019～2023）	後期（2024～2028）	
町営渡瀬住宅	**民間施設活用**	民間施設活用検討	実施	
町営中居住宅	**継続**	継続		

本計画については、個々の施設等の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、神川町公共施設等総合管理計画等と整合性をとりながら推進します。

７　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

（１）現況と問題点

神泉地区の０歳～１４歳人口は、平成１７年国勢調査では１２９人、構成率１０．４％、平成２７年国勢調査では５２人、構成率５．０％と少子化が進んでいます。一方、高齢化率も、平成１７年国勢調査では３１．１％、平成２７年国勢調査では４２．２％と急速に超少子高齢化が進んでいます。

ア　子育て環境の確保

平成２８年に実施したまちづくりアンケートでは少子化対策、子育て支援で最も大切なこととして、「仕事と子育てが両立できる雇用環境の整備」が挙げられ、また男女共同参画では「共働き夫婦のための制度・仕組みの改善」との結果となっています。さらに、教育のあり方としては、「道徳心の育成」と「家庭での基礎的しつけと教育」をそれぞれ多くの人が求めています。

安心して子どもを産み、育てることができる支援体制をさらに充実させるとともに、地域全体で子育て家庭を支援し、子育てに関する悩み相談がしやすい環境づくりが求められています。

平成３０年から開場した多目的交流施設はこれまで神泉地区の放課後児童の居場所となっていた旧神泉図書室の移転に併せて「地域交流室」を設けています。少人数化している児童に対して、様々な年代の方が日常的に接することにより「地域全体での子育て」を目指しています。

イ　高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

今後も高齢者は増える傾向にあると予測されるため、日常生活を楽しく送れるような地域づくりを進める必要があります。そのためには、健康で安心して暮らせる医療体制の整備や虚弱な人への介護予防対策、高齢者だけの世帯や一人暮らし高齢者に対する生活支援などのサービスを提供する地域包括ケアの充実などが大きな問題です。

なお、民間の複合サービス施設におけるサービス業務が可能であることから施設の充実と家族の介護負荷の軽減と施設介護の意識啓発が図られたことと思われます。

しかしながら、児童福祉や障害者施設等についてはいまだ地区内には施設等がなく、住民ニーズに応えられないという問題を抱えています。

（２）その対策

ア　子育て環境の確保

豊かな自然の下で子育てしたいというニーズは多く、その受け皿となるべく安心・安全でいつでも利用しやすい環境を提供することは容易ではありませんが、旧中学校の跡地を利用して整備した多目的交流施設にはその潜在的能力が備わっており、さらに良い循環を生み出す仕組みづくりが必要です。

保育所などについては、町内の保育施設との連携と健全育成の増進を図れる福祉環境整備を促進します。

目標設定 （令和７年度末）	・多目的交流施設の利用人数　７，１００　人／年間 ≪うち図書室の児童・生徒利用人数　８３０人／年間≫

イ　高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

神泉地区では埼玉県平均を上回る高齢化が進行していることから、介護が必要になった場合に、安心して介護を受けられるよう、介護サービスの充実を図る必要があります。町内の特別養護老人ホームや関係機関と連携して施設サービス及び在宅サービスの整備など必要な介護基盤整備を促進します。

また、健康で生きがいを持ち、充実した生活を送ることができるよう若いときからの趣味を生かした健康づくりを容易にするような環境整備を図ります。多目的交流施設では神泉地区の高齢者が体操やグラウンドゴルフを目的に定期的に集う環境となっており、施設の維持、機能向上を図ることや健康寿命の延伸及び生活の質の向上のため、継続的かつ包括的な保健事業を展開します。

目標設定 （令和７年度末）	・ICTを活用した体操教室　参加者　６００人／年間

（３）事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展施策区分	事　業　名 （施設名）	事　　業　　内　　容	事業主体	備　考
７子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 住宅使用料減額	・町営中居住宅に同居する子供の人数に応じて規定額を減額する。	神川町	
	(2) 放課後児童の居場所づくり	・地域交流室等の持続的な開放。	神川町	
	(3) ミニ公園整備	・多目的交流施設を拠点として、親子で楽しめる公園整備。	神川町	
	(4) 保健指導の強化	・高齢者の活動場所に出向き、保健意識の向上を図る。	神川町	
	(5) 高齢者の健康増進	・ICTを活用した体操教室等の実施	神川町	

（４）公共施設等総合管理計画等との整合（公共施設再配置計画2019年3月抜粋）

行政施設

対象施設	再配置方針	第１期		第２期～ (2029～)
		前期 (2019～2023)	後期 (2024～2028)	
神川町役場	継続	継続		
神泉総合支所	集約化/複合化	集約・複合化の検討	集約・複合化の実施	

コミュニティ施設

対象施設	再配置方針	第１期		第２期～ (2029～)
		前期 (2019～2023)	後期 (2024～2028)	
多目的交流施設	継続	継続		

本計画については、個々の施設等の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、神川町公共施設等総合管理計画等と整合性をとりながら推進します。

８　医療の確保

（１）現況と問題点

住民の健康対策として、疾病の予防と早期発見のため特定健康診査やがん検診等を行い、総合的に身体の状況を確認しています。また、健康づくり推進のため、健康教育や健康相談、訪問指導を実施しています。

今後は、より専門的な視点から支援するため、様々な専門職と連携した事業や妊娠期から高齢期に至るまで住民一人ひとりがより健康的な生活が送れるようライフステージに応じた健康対策が必要です。

令和２年度には、産学官連携により、地域住民の食事や体の情報を可視化し、これに基づいて体質別食事摂取していく実証実験を行いました。コロナ禍で、当初予定した十分な連携事業には至らなかったものの、これからの健康課題にどう向き合っていくのか、多角的な視点を学べる機会となりました。

地域医療として、救急医療搬送については広域消防体制の中で整備されましたが、山間地域であり、特に高齢者の多い矢納地区での診療体制の確保という切実な問題を抱えています。

（２）その対策

地区住民の健康の維持増進を図るため、健康診査・がん検診等の内容の充実や受診しやすい環境を整えます。また、健康を維持するためには、自らが健康について意識し、悪い習慣を切り捨て、良いことを取り入れようと努力することが大切です。保健活動を通じ、住民一人ひとりが健康増進に関心をもち健康づくりのための活動がなされるよう支援します。

矢納地区の医療提供体制整備として、在宅医療・介護連携の枠組みにより在宅医療と介護サービスを一体的に提供する体制を推進します。

また、医療機関などへの交通手段として町営バスの運行と料金の減免などの制度の拡充と、バスに代わるきめ細かな交通手段の模索など限界集落対策が必要です。

目標設定 （令和７年度）	・交通弱者への支援制度の強化

（３）事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展施策区分	事　業　名 （施設名）	事　　業　　内　　容	事業主体	備　考
８医療の確保	(1)バス利用料軽減	・既存の外出支援タクシー制度を町営バス等においても利用できるよう関係機関と調整する。	神川町	

（４）公共施設等総合管理計画等との整合

本計画については、個々の施設等の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、神川町公共施設等総合管理計画等と整合性をとりながら推進します。

９　教育の振興

（１）現況と問題点

神泉地区は、幼稚園、小・中学校各１校がありましたが、少子化による児童生徒数の減少により幼稚園、中学校はともに閉園・閉校しています。唯一残っている小学校の児童数も少数です。また、小学校は、昭和５５年に建築された建物であり、これら施設の老朽化と少子化の状況は町内４小学校において共通の課題であることから令和２年度に町内外有識者による適正規模等検討委員会において、小学校の将来像を検討しました。引き続き、学校教育の充実や特色を図りつつ、検討委員会からの提言も踏まえて今後の学校の在り方を検討する必要があります。

また、平成２５年３月に閉校となった旧神泉中学校は平成３０年４月より多目的交流施設として開場し、地域の拠点の役割が今後ますます期待されています。

（２）その対策

町内外有識者による適正規模等検討委員会において、町内４小学校にそれぞれの特色があり、これまで通りの小学校教育を望む声もありました。児童数の減少なども踏まえ、学校の運営やあり方について引き続き検討し、令和４年度に神川町立小学校適正規模・適正配置に係る基本方針を策定しました。

地域の特性、伝統・生活文化を生かした教育として、小・中連携教育（指導者の相互派遣）の実施や地域住民との交流、地域社会への学校開放（学校応援団制度の活用）などを行い、地域人材の学校教育への導入（地域人材バンクの活用）に努めます。

また、児童生徒数の減少対策としては、企業の誘致と公営住宅などの生活基盤を整備することにより定住人口の増加を図ります。

目標設定 （令和７年度末）	・学校応援団の事業協力延べ人数　３８０人／年間

（３）事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展施策区分	事　業　名（施　設　名）	事　業　内　容	事業主体	備考
９教育の振興	（１）応急修繕事業	・応急的な修繕工事を実施。	神川町	

（４）公共施設等総合管理計画等との整合（公共施設再配置計画2019年3月抜粋）

対象施設	再配置方針	第１期		第２期～（2029～）
		前期（2019～2023）	後期（2024～2028）	
丹荘小学校	**集約化/複合化**	集約・複合化の検討	集約・複合化	
青柳小学校	**集約化/複合化**	集約・複合化の検討	集約・複合化	
渡瀬小学校	**集約化/複合化**	集約・複合化の検討	集約・複合化	
神泉小学校	**集約化/複合化**	集約・複合化の検討	集約・複合化	

本計画については、個々の施設等の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、神川町公共施設等総合管理計画等と整合性をとりながら推進します。

１０　集落の整備

（１）現況と問題点

神泉地区の人口は減少を続けており、矢納地区に比べ阿久原地区は緩やかな減少となっていますが共に地域コミュニティの維持が難しい状況です。

また、地区内の企業就業者等の住宅需要、Ｉターン・Ｕターン者の住宅需要にこたえる定住促進のためにも空き家対策等を講じる必要があります。

（２）その対策

人口減少に伴う集落内の空き家等の状況を把握し、各集落の中に取り込む形で人口の増加と基礎的な生活基盤の整備を図るとともに、コミュニティの醸成を促進します。

多目的交流施設敷地に総合支所・神泉定住促進センター（ステラ神泉）機能を移転する事業により、公民館機能を有する場所（公会堂）を建設し集落のコミュニティの維持・醸成を支援します。

目標設定（令和７年度）	・空き家所有者への意向調査（神泉地区）

（３）事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展施策区分	事　業　名（施　設　名）	事　業　内　容	事業主体	備考
10集落の整備	(1)空き家活用事業	・北部地域空き家バンクを活用した移住者支援	神川町	
	(2) 意向調査	・空き家所有者への意向調査（神泉地区）	神川町	
	(3) 公会堂建設	・多目的交流施設敷地内に公会堂を建設	神川町	
	(4) 特定地域活動事業補助金	・特定地域（集落）のコミュニティ維持を支援	神川町	

（４）公共施設等総合管理計画等との整合（公共施設再配置計画 2019 年 3 月抜粋）

学習施設

対象施設	再配置方針	第１期		第２期～（2029～）
		前期（2019～2023）	後期（2024～2028）	
就業改善センター	継続	継続		
神泉定住促進センター（ステラ神泉）	複合化/廃止	複合化/廃止の検討	複合化/廃止	
矢納センター	継続	継続		

本計画については、個々の施設等の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、神川町公共施設等総合管理計画等と整合性をとりながら推進します。

１１　地域文化の振興等

（１）現況と問題点

神泉地区に伝わる伝統文化も現在ではその地域に若い人が少なく、後世に伝えるための後継者が少ないことが問題です。

また、かつては遺跡や文化財、民俗資料は、保存や管理の問題があり、展示する施設が不足していましたが、多目的交流施設の開場により安定して管理することが出来るようになりました。今後は来場者数の増加のための施策が課題となります。

（２）その対策

地区の伝統芸能や地域文化の振興を図るためには、地区の伝統文化を一体的にとらえ、地域に寄与する文化事業を行政が支援し、文化活動を促進します。さらに、地区に残された貴重な伝統文化や民俗芸能を後世に継承するための後継者育成、文化財、民俗資料などの保存・活用のために引き続き公開展示などを実施します。

目標設定 （令和７年度）	・ふるさと歴史講座等各種事業参加者３００人/年間

（３）事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展施策区分	事　業　名 （施　設　名）	事　業　内　容	事業主体	備考
11地域文化の振興等	(1) 活性化対策事業補助金	・地域の活性化事業（イベント）を支援	神川町	
	(2)ふるさと歴史講座等	・ふるさと歴史講座やこども歴史教室等各種事業	神川町	

（４）公共施設等総合管理計画等との整合（生涯学習推進計画2021年3月抜粋）

基本方針

1　文化財の保護・活用により、郷土に対する関心を高めます。
2　郷土の歴史と文化を学び、文化財の保護意識を高めます。
3　伝統文化の継承に努めます。
4　展示室の充実と活用に努めます。

本計画については、個々の施設等の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、神川町公共施設等総合管理計画等と整合性をとりながら推進します。

１２　再生可能エネルギーの利用の推進

（１）現況と問題点

神泉地区が真に持続的に発展することができる循環型社会を構築するためには、環境への負荷の少ない社会経済活動を実現することが必要です。

昭和４４年に管理を始めた下久保ダムは洪水調整、灌漑、利水の他に発電を目的とするダムであり、約１万７千世帯分の電力消費量を賄っています。

近年では太陽光発電として土地利用を行う例も増えていますが、可用性の高い平地部分での事業展開は、他の産業用地となる可能性を狭めているとも考え

られます。

（２）その対策

神泉地区の拠点となる阿久原地区はその大部分が北向き斜面です。また山間部を多く有する矢納地区は、その大部分が急傾斜地となっており一般的に太陽光発電等の開発には不向きです。

下久保ダムによる持続的な再生可能エネルギーについて継続的な啓発活動を行うとともに、中長期的な視点で、温室効果ガスの抑制に向け森林の保全を目指すことが神泉地区にふさわしい施策と考え、森林の計画的な伐採・植樹を推進します。

目標設定 （令和７年度）	・上下流交流事業数　３回/年間 ・植樹体験事業　　２回/年間

（３）事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
12再生可能エネルギーの利用の促進	(1)啓発活動 (2)植樹体験事業	・上下流交流事業 ・下流域の都市部住民に対する植樹体験機会等を提供する	神川町 神川町	

（４）公共施設等総合管理計画等との整合（環境基本計画2021年3月抜粋）

第２　環境学習の推進

環境問題について理解を深め、地域における各主体の具体的な行動を促進するために、環境学習に関する機会や場の提供を進めると共に、情報提供の充実に努めます。

１　環境学習の推進

環境保全に関連した施設の見学会等を開催し、環境保全に関わる人材の育成を図ります。また、学校等での環境教育を推進します。

２　環境情報の提供

行政、事業者、町民の三者が一体となって環境の保全を図っていくために、環境に関する情報を的確に把握するとともに、公開・提供に努めます。また、町の環境状況について「神川町の環境」として発行します。

本計画については、個々の施設等の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、神川町公共施設等総合管理計画等と整合性をとりながら推進します。

１３　その他地域の持続的発展に関し必要な事項

（１）現況と問題点

令和３年３月に防災・減災のみならず、復旧・復興を見据えた町の戦略的取組を体系化した「神川町国土強靭化地域計画」を策定しました。その多くの被災想定が神泉地区内を対象地としたものです。

昨今、台風などにより土砂崩れ、沢敷の崩壊や法面の崩落などの災害が発生しています。

（２）その対策

「神川町国土強靭化地域計画」に基づいて、台風などによる土砂崩れ、沢敷の崩壊や法面の崩落などの災害が起きない対策を推進します。

（３）事業計画（令和３年度～令和７年度）

区分	事　業　名 （施　設　名）	事　業　内　容	事業主体	備考
13その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(1) その他	・町道2-27号線法面対策工事 A=200㎡ ・坊沢支流水路改修 L=130m ・加古山沢改修工事 （町道2-26号線暗渠改修含む） L= 55m	神川町 神川町 神川町	

（４）公共施設等総合管理計画等との整合

（神川町国土強靭化地域計画 2021 年 3 月抜粋）

他計画との整合と進捗状況の把握

(1) 他計画との整合　本計画は、町の個別計画等の地域強靭化に係る指針となるものであることから、地域強靭化に関係する改定の際には、本計画の内容と整合を図るものとする。

(2)進捗状況の把握　本計画においては、ＰＤＣＡサイクルとの連携を図り、進捗状況の把握を行っていく。行動指標では把握できない取組みについても、本町の強靭化を進めるために十分な取組みが行われているか様々な観点から把握していく。

本計画については、個々の施設等の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、神川町公共施設等総合管理計画等と整合性をとりながら推進します。

事業計画（令和３年度～令和７年度）　過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事　業　内　容	事業主体	備考
３産業の振興	(1)農産物の販売会（食フェス）	・町内で開催されるイベント等へ支援	神川町	
４地域における情報化	(1)活用支援	・デジタル活用講座の開催	神川町	
６生活環境の整備	(5)過疎地域持続的発展特別事業		神川町	
	・治山事業	・山林の荒廃を防止するため堰堤の設置や間伐事業の実施	神川町	治山事業の成果は、山腹を長期的に守る。
	・地籍調査	・土地等の測量	神川町	地籍調査の成果は、境界を明確にし、末代まで継続する。
７子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(4) 健康指導の強化	・高齢者の移動場所に出向き、保健意識の向上を図る	神川町	
	(5) 高齢者の健康増進	・ICTを活用した体操教室等の実施	神川町	
	(2)意向調査	・空き家所有者への意向調査（神泉地区）	神川町	
10 集落の整備	(1) 活性化対策事業補助金	・地域の活性化事業（イベント）を支援	神川町	
11 地域文化の振興等	(2) ふるさと歴史講座等	・ふるさと歴史講座やこども歴史教室等各種事業	神川町	
12 再生可能エネルギーの利用の促進	(1) 啓発活動	・上下流交流事業	神川町	
	(2) 植樹体験事業	・下流域の都市部住民に対する植樹体験機会の提供		

〒367-0393
埼玉県児玉郡神川町大字下阿久原１０８８

神川町神泉総合支所・地域振興課
ＴＥＬ　０２７４―５２―３２７１
ＦＡＸ　０２７４―５２―２８４８
chiiki@town.kamikawa.saitama.jp
chiiki@town.saitama-kamikawa.lg.jp